

も：く：じ

私の労働運動人生---運動を通じて思うこと 大平 徹也 p 2 ~

労働者派遣法「大改悪」阻止のたたかいをふりかえって
伊藤 圭一 p 12 ~

国と自治体と大企業による国民丸ごと監視社会へ---でも、マイナンバーの
職場での利用に強制力はありません 前田 定孝 p 22 ~

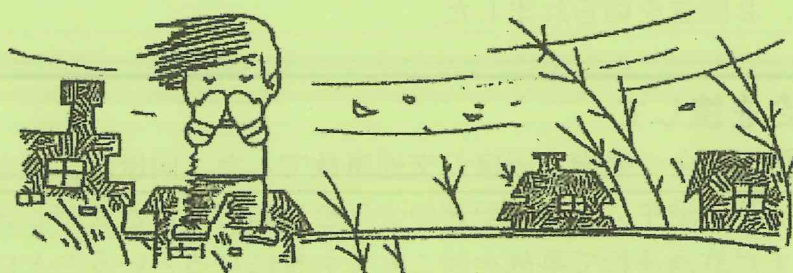
日本共産党が提案した「戦争法廃止の国民連合政府」について
植田 和男 p 32 ~

国民連合政府に思う 樽松 佐一 p 35 ~

東海地区での SEALDs TOKAI の活動 東海 真平 p 37 ~

労働情報この2ヶ月 9 / 1 ~ 10 / 31 編集部 p 40 ~

研究所だより 編集部 p 44 ~



私の労働運動人生—運動を通じて思うこと

大平 徹也

※下記の内容は、2015年10月3日に開催された愛知労働問題研究所第15期総会終了後に、大平徹也氏（JMIU愛知支部顧問、元JMIU愛知地本委員長）の記念講演を、所報編集部の責任で整理したものです。

1. 2度の解雇闘争

私は、22歳のときから労働運動に携わり、もうすぐ71歳ですから、50年近く運動の中で生きてきたことになります。私自身は2回解雇撤回闘争をやっています。1度目は、1967年6月13日に首を切られました。小さな町工場、自動車の修理工場でした。社長とその親族を除くと13名の職場で、11名を組織して要求したところ、「労働組合の委員長のようなまねをしやがって」ということで解雇されました。

この争議が終わった後、未組織の組織化をしている労働組合に属していましたから、組合のない職場に再就職しようということで、愛知県ですからトヨタのディーラーがよいということになりました。当時、トヨタのディーラーの中で、名古屋トヨペットはしっかりした親睦会があつて組合活動的な役割を果たしていましたが、トヨタカローラ店で5社のうち3社には労働組合がありませんでした。そこで3社とも応募したのですが、1社だけ採用されました。不採用となった会社のうち、トヨタカローラ愛知では、午後に「明日から来て下さい」と言われたのですが、その日の夕方に、私を採用した課長が青い顔して私のアパートに来て、「あの話はなかったことにしてくれ」ということでだめになりました。3年半も町工場で解雇撤回闘争をやったということがわかれば、まあそうなるでしょうね。トヨタカローラ名古屋に入社しておよそ2年後に、2度目の解雇撤回闘争が始まりました。ある商社の労組の委員長が、「人生で2回も解雇されるなんてよほどだらしない労働者だな、そんなやつは争議なんか支援できるか」と言われたそうですが、だらしないかどうかわかりませんが、2回首を切られました。

2. 労働組合を捜して

最初の解雇撤回闘争の発端は同僚の交通事故でした。同僚が、酒を飲んで車を運転して朝帰りの途中に、新聞配達の子供をはねて死亡させてしまったのです。当時は、まだ飲酒運転で事故を起こしても首になるということはありませんでした。その後、だめになりましたけれども。事故を起こした同僚にはその年の冬のボーナスが支給されなかったので、私は、あまりにもかわいそうだと思います、みんなに話をしたところ、工場長も含めて全員が少しは払ってやってく

れということになり、社長と掛け合いました。しかし、社長はそれに応じないだけでなく、同僚を首にしまいました。同僚は本当に反省をしており、私も一緒に毎日被害者宅に通っていたところ、3ヶ月くらいして、両親が「反省をしていることはよくわかりました。来てもらっても息子は帰るわけではないし、もういいです」と言われたので、しばらくして通うことをやめました。私は、首切りはちょっと酷いのではないかと思っていましたが、本人は「俺のやったことだからまあいいわ」ということでした。

こういう状況でしたので、なんとか労働組合をつくらなければならないということで準備をはじめて、1967年4月6日に次の4項目の要求を社長に提出しました。①残業手当を払うこと、②毎週日曜日を休日とすること（第1・第3日曜日しか休日でなかった）、③有給休暇制度を作ること（有給休暇がなかった）、④仕事をやりやすくするために、工具を増やすこと（1人にワンセットの工具がなかった）。

ところが、要求が認められないだけでなく、私は、社長から「なんだ労働組合の委員長のようなまねをしやがって、今日から仕事をするな、フロントに座っている」と言われました。当時の私は、それを拒否することを知りませんでした。フロントに座っていれば、暇ですから新聞を読んでいると、駄目といわれ、携帯ラジオを聞いていると、それも駄目といわれ、仕方なくその状態を2ヶ月くらい続けたのですが、さすがに参ってきまして、食べたものも消化しなくなりました。

6月12日の夜にみんなを私のアパートに集めて、これからどうするかという話し合いをしました。話が終わって外にでると、社長をはじめ会社の連中が見張っていたのですね。翌朝出勤すると、話し合いに参加した者が呼びつけられて、「あれは大平1人の意見か、それともお前たちの意見か」と問われ、「大平1人の意見だ」と答えた者はお咎めなし、「ほぼ自分たちの意見だ」と答えた者は「会社をやめろ」（自分で辞めるなら解雇はしないと事実上の解雇）と言われ、「100%同じ」と答えた者（3名）は解雇されました。私を含めて4名が解雇されたのですが、そのうち、1名は10代後半の若者で、東京にいる親が連れ戻してしまいましたので、3名で解雇撤回闘争を行うことになりました。

当時、私は労働組合をつくろうということで、どんなふうになればいいかということで古本をあさって読みましたが、発起人が7名いるとかわけのわからない法律のことが書いてあってぜんぜんわかりませんでしたし、教員であった兄に紹介された本も辞書を引きながら読んでもますますわかりませんでした。そんな風で、私は、ちょうど同僚の事故が起きた後、友だちの伝を頼って名古屋合同労組（個人加盟の労働組合）に加入しました。ところが、当時の合同労組は、話を聞いてくれるのですが、方針を出してくれない、こちらは要求を出し

て交渉してというように段取りをしているのですが、方針を出してくれません。そのうちしびれをきらして、自分たちで始めても反撃されたらどうすれば良いかもわかりませんでした。しかし、解雇された後の出勤闘争はやれということでしたから、毎日やっていると、1名がサービス部長の足を蹴飛ばしたと言われて暴力事件をでっちあげられました。労働組合は弁護士の紹介はしてくれるのですが、方針を出してくれません。裁判をやったのですが、負けました。その時、私は傍聴席から「何を調べたのか、お前の目は節穴か」と裁判長に言ったことを覚えています。

出勤闘争に対して、会社への立ち入り禁止の仮処分提訴をやられました。提訴されたので、労働組合に相談しても「そんな馬鹿なことできるか」ということで方針も何も出されませんでした。その後、裁判官から電話があり、「会社からこういうのが出ていますが、あなたの方から何も出ていませんが」と言うので、「弁護士と相談してすぐ出します」と答えると、「その間出勤闘争はやめてくれますか」と言われたので、「わかりました、出すまでやめます」と応じて、翌日会社で荷物を取りに行くと、もう仮処分決定が出されていました。その後、地位保全の仮処分提訴をするのですが、このことを通じてつくづく思ったのは、労働組合は相談に来た労働者にきちんと理解できるような方針を出す必要があるということです。今でもそうですが、労働者の話を聞き、共感するだけでなく、方針を出せるまで指導できる組合幹部は本当に少ない、みんな人は良いのですが、方針を出すことができる幹部をつくることは、いまだに私自身も出来ていなくて、歯がゆい思いをしています。この争議は、1970年12月に金銭和解して3年2ヶ月で終わりました。

3. 2度目の解雇闘争

争議が終わった後、1971年にトヨタカローラ名古屋に入社しました。この会社は、入社後1年間は準社員で、その後正社員になれるのですが、71年2月8日に入社して72年2月1日に主任（係長の下）になる、つまり、正社員の前に主任になるというように大変会社に見込まれていました。当時トヨタカローラ名古屋は約500人の会社でしたが、拠点が22カ所あり、全社に影響を持とうと思えば、最低でも係長にならないといけないということで、主任ですから、それに1歩近づいたかなと思いました。ところが、その1年後に首を切られてしまいました。実は、この1年間に専務が退職してしまっていて、解雇された後、前専務に会いにいったのですが、その時、彼から「あんなに君のことを高くかっていたのにクビなんて、こんなものは不当解雇に決まっている、がんばりなさい」と励まされて、やはりがんばろうと思いました。

この争議は職場復帰をめざしていたのですが、10年7ヶ月闘って1983年11月

に金銭和解しました。当時、私が所属していたのは全愛知金属という組合で、組合員が増えたり減ったりで、財政的にもどうしようもなくなっていたのです。それで会社から3500万円の和解案が出た時、執行委員会に諮ったのですが、そのあたりで受けようということになったので、私は「ちょっと待て、冗談ではない、金に換えることには異議がないが、たった3500万円か、おれの値打ちはそんなものではないぞ」ということで、侃々諤々の議論になりましたが、取り敢えず更に交渉を続けることになりました。こうして会社案を蹴っ飛ばしたのですが、弁護士からは「大平さんはPL0だ」と、つまり全然脇を見ないでやっていると言われました。しかし、私は「勝ち筋」に入っていることは確信していましたので方針は変えませんでした。結果は、多分一人争議で最高レベルの水準で和解できました。

そういう意味では、会社は余程この争議を解決したかったのだと思います。実は、私が本社の前でビラを撒いている時に、社長がやってきて「何やっとなるだあ」というので、「てめえで首切っという何やっとなるがあるか、馬鹿野郎」と、社長を馬鹿呼ばわりしたので、彼は私を絶対に戻さないということだったんでしょう。和解の話を詰めていく中で、こちらは職場復帰を強調してきましたから、最初会社は、会社の中に別会社をつくり係長待遇で戻すと言いましたが、私は「別会社ではだめだ、おれは出世が一番早かった、それから10年たっていて早い者は課長になっているので、課長で戻せ（課長は当時組合員であった）」と主張しました。このように「戻せ・戻さない」という中で、こちらがぱっと金銭和解に方針を変えたので、裁判所もびっくりしてこれなら解決できるということになったのでしょう。

なぜ首を切られたか、私はよくわかっていました。1年たたないうちに主任になり、1年も過ぎたからいいだろうということで、職場の中でいろいろなことをやりはじめ、その年の秋に職場の仲間を集めて観光バス2台で奈良のドリームランドに遊びに行きました。これを知った会社は警戒しだして、参加した連中を呼び出して「なんで大平を知っているんだ、なんで大平たちと一緒にあんなところに行ったんだ」とやるんですね。それは逐一私の耳に入ってきますから、そういうことをやっている本社の課長に「何をやっとなるんだ、いいかげんにしろ、おまえ等のやっとなることは組合活動の妨害だ」と抗議したり、私が課長に「今からそちらに行くから待っとれ」と言うと、課長が「おれの方から行く」と言って私の職場に来たりするわけです。待っている間は、職場のみんなに「今から課長が来るぞ」と言って、遊びみたいなことやっていました。そんなことがありましたが、分かれ目になったのは、本社の部長が私のところに来て、「500人規模の会社で労働組合がなかったのは悪かった、今、トヨタと相談して組合をつくる準備をしているので、君の活動はやめてくれないか、そう

したら課長にする」と言ったのです。私も若かったので、「部長、それを言う
と不当労働行為ですよ」と言ってしまいました。今から思えば、これも集団で
議論しなければいけなかったと思います。これが（会社の方針が解雇に）変わ
った局面でした。

私を解雇した理由は会社のでっちあげた「水増し請求事件」で、裁判では負
けたけれども、私が争議に絶対勝つと思っていたのは、会社の不当労働行為だ
ったからです。会社は譲ってばかりで、社長が労務担当の常務に「大平は一步
も譲っていないのに、なんで会社だけが譲らないかんだ」と怒ったそうです。
職場に「戻せ・戻さない」の話で最後の局面はどうなったかという、ある会
社の幹部から組合に直接電話がかかってきて「最近会社の前でビラ撒きやっ
てくれないじゃないですか」と言うので、「わかりました」と応じてビラ撒きを
する、すると「ありがとうございます、話が咬み合うようになりました」とい
うことで、最後は「どうしても社長が首を縦に振りません」と言うので、「わ
かりました」と返事して、社長の家の前に宣伝カーで乗り付けてビラ撒きを
する、このように社長が絶対戻さないと言っても、会社としては解決しなければ
ならない事情がある、つまり、社長を超えたところで解決するという方針が決
まる、これが長期争議の性質だと思いました。トヨタなのか愛知県経営者協会
（愛経協）なのかは判りませんが、少なくともトヨタカローラ名古屋という会
社以外のところで解決方針が出る、長期争議とはそういうものだと思いました。

4. 労働組合運動とは

私は、こうしたことを通じて、労働組合運動とは何だろうと考え続けて50年
近くになり、未だに答えは出ておりません。労働組合が増えないと言われてい
ますが、それは労働組合としてやるべきことをきちんとやっていないからだ
と思います。ここ5・6年、外国人労働者の組織化に取り組んでいますが、見も
知らない言葉もわからない外国人から「つうやく、つうやく」と言って私のと
ころに電話が入ります。外国人労働者の問題で実績があるので、新聞やテレビ、
インターネットを通じて私個人の携帯電話番号が載っていて、それでかかって
きます。だから、要求について真剣に相談して、会社にきちんと行って解決す
ること、極端な酷いこととか差別といったことは必ず解決します。解決すれば
広がっていく、もちろん、そう簡単に解決する要求ばかりではありませんが、
労働組合がこんな闘いをこんなふうに行っている、そのことに組合員が確信を
もっていれば、たとえば家族や親戚で何かあった時でも、うちの組合に相談に
来いやということになって、もっと労働組合は増えていくと思います。

よく「要求で団結する」と言われますが、私は間違いだといつも言っていま
す。要求とは、不平不満や願望ではありません。要求という言葉は辞書でひく

と、実現して当然のことで、相手にその実現を求めることです。そうすると、実現して当然だということが本当にハラに落ちているか、その相手は誰なのかがハラに落ちているか、不平不満・願望が要求になるとはそういうことなのです。私は、「要求で団結」ではなく、「要求で統一」と言っています。自分だけの要求で交渉しても1人ですよ。みんなに共通したこととしてハラに落ちれば統一でき、そこではじめて連帯が生まれ、しかれば、その要求を実現するにはどうするかということで方針を出し、その方針で団結し、実現するための障害物を一つ一つ取り除いていく、これが労働組合の要求闘争だと思っています。たとえば、労働組合で春闘の要求づくりをする場合、まず労働組合の中央委員会が賃上げ水準を30000円とか35000円とか示します。私は中執をやっていた時、「こんなもの、いらんじゃないか」と言うと、「いや、それでもないと」という返事で、「ないと」とか言いだすようでは駄目なんです、最初から要求をつくるつもりがないのです。要求の正当性を裏付けるために様々な情報を提供する、これは大事なことで、組合中央の役割はそこにあります。あとは、各職場で組合員が話し合っ要求をつくるのが重要で、この作業をやらずに、今年は中央が35000円と言っているからこれでいこうかとなる、これで始まってしまうので、その要求に対する執念はありません。だから、会社から、今年は大変だから2500円の回答でどうだと、こういう話になり、横をみると、トヨタでも5000円か6000円だぞと、うちの会社で6000円や7000円ならまあいいかということになり、では35000円はどこにいったのかということです。こういうわけで、組合がふつうの労働組合としての活動をやっていれば、前に進むはずですが、どこかで手抜きがあるからなかなか進まないし、組合員もこうすれば大丈夫という確信になりません。確信にしない私の指導の問題でもありますが、ここのところは未だに答えが出ずに悶々としています。

それから政策についてですが、組合執行部に「政策をもて」「政策をつくれ」というのですが、難しく考えてしまうのか、なかなかつくられません。たとえば、私の最初の職場で「有給休暇制度をつくること」という要求をかかげて、それを経営者に譲らせていくという過程を考えたときに政策となる、つまり、要求を巡って政策がつくられるわけですが、このことがなかなか理解されません。愛知労働問題研究所（労問研）のみなさんには、そういう活動がどうしたら出来るかということを期待しています。

また、「職場を基礎に、産別を軸に、闘いを地域に」とよく言われますが、要求は職場からでてくるわけですから、たとえば、今の戦争法反対のことも、生活をしている国民・労働者としてどうなのかということがきちんと話し合われるならば、当たりまえに要求として統一できるはずです。労働組合を飛び越えて若者が運動に参加しているかもしれませんが、労働組合こそ役割を果たさ

なければなりません。私が、執行委員会で「みなさん駅頭などで宣伝しているが、職場ではどうなんだ」と言いますと、「職場では議論にならない」と。議論になるように考えて指導していくのが組合役員の役割です。駅頭で演説している場合は、みんな演説している人の普段の生活は知りません。もっともらしいことを言っているわけだから、「おお頑張れ」となります。ところが職場ではそうはいきません。「大平の野郎、忙しい、忙しいと言って、みんなの話をちっとも聞かんくせに」と思われていると、「大平のポリシーだから言っとるわ」で終わってしまうのです。職場ではすべてが知られているわけだから、職場でみんなと話し合って要求をつくりあげるのは本当に大変なことです。そういう手抜きがおこるのは、いくつかありますが、やはり、自分たちの職場や自分たちの生活から情勢をみるということを、きちんと普段からやっていないとなかなか難しいと思います。

争議をやっていた関係で栄総行動についても触れておきます。栄総行動は、総評が労働戦線の再編に踏み出す前から出発していたものです。当時、労働戦線の右傾化の中で我々は労働戦線の統一ということで対処していくのですが、愛労連や全労連の人たちは労働戦線統一を理屈できちんと説明すればよい、しかし、実際に労働戦線の統一を現場からつくりあげていこうとしたら、要求で統一することを抜きにしてはありえないわけです。さきほど、愛労連の民間部会で地域のいくつかの労働組合を訪問した話が出ていましたが、私は、そういうことは県レベルの単産の役員がやるのではなく、地域労連に結集している組合員がその地域にある労働組合を訪問していくべきであると主張してきました。しかし、なかなかそうはならないということで、県レベルの単産が訪問しています。労働戦線の統一は下からつukらないといけない、ではどうやってつくるかということを考えました。当時、中地区労という組織があり、全商業の藤沢さんと名水労の加藤さんが地区労の副議長で、地区労の幹事会にはいくつかの真面目な労働組合が参加していました。その中で、これまでの春闘を繰り返しているのではなく、中区は労働者も労働組合も多いので、地域の労働組合に呼びかけて地区春闘を一緒にやろうということになりました。しかし、地区労がそう決めても地域の労働組合をオルグしようということにはなりません。そこで、争議団が、地区労のオルグを引き受けて地域の労働組合を回りました。地区労の呼びかけで回るわけですから、どこの組合にも入れるのです。その結果、昼休みに栄の噴水前に2000人くらい集まりました。

これを2年ほど続けると、さすがに財界も気がついてきて、そこに積極的に参加している組合役員を配転してしまうわけです。たとえば、全電通の役員が地区労の事務局長をしていました。彼が覚王山に飛ばされる時、争議団の事務局長をしていた私に「俺はなんで飛ばされるかわかっている。地区春闘から俺

をはずす狙いだ。地区春闘でいろいろ教えてもらった。こんな労働組合らしい組合活動を初めて体験した。この地区春闘だけは絶対になくさんでくれよ」と言いました。また、地区労の議長をやっていたのは全通の役員でした。彼は江南に配転されました。彼も「この地区春闘だけは守ってくれよ」と言って飛ばされていきました。配転（拒否）闘争（を）やればよいのですが、きっとやれなかったのでしょうか。要するに、地区春闘つぶしなのです。こういうことは一電話局や一郵便局がやれるわけがない、おそらく愛経協かどこかの判断でしょうね。その後、労働戦線の右傾化が急速に進み始めて、中地区労も地区春闘から手を引いてしまいました。そこで、統一労組懇に結集している労働組合などが中心となって、名古屋あるいは愛知県の運動という意味を込めて、栄総行動という名前で地区春闘の流れを受け継いでいくことになりました。当時の栄総行動には1200人くらい集まりました（その後、どんどん縮小していきました）。ですから、中地区労といっても800人位上積みされていただけなのです。

栄総行動を経験して思ったことは、総行動は労働組合を指導するわけではないので、要求を職場からつくりあげることがそう簡単ではないのですが、集まってきた組合幹部は要求の大切さを、みんなで力を合わせることの大切さを理解できるし、何よりも持ち寄ってきた要求がどんどん解決していく、そういう点で確信を深めることができました。しかし、総行動方式は幹部共闘であって労働者の共闘ではない、そこに限界がありました。そこで、私は大木先生に、こうした活動を発展させるために研究者と労働組合役員が共同で研究していく必要があるのではないかと相談したことがあります。その後、労問研が設立されました。ですから、当初、労問研に対する期待としては、地域（愛知県）の労働組合をどうやって活性化させるか、どうやって組合員のところに労働組合を引きつけるかということの研究したいと思っていました。

5. 財界・政府の労働者・国民収奪政策と労働組合の役割

外国人労働者を組織する活動に取り組んでいると、有給休暇がない、社会保険に加入しない、残業手当もごまかす会社があるので、彼らから「なんで日本は法律を守らなくてよいのか」と聞かれる、聞かれても答えようがない、それくらい日本は、とくに1985年頃に労働者派遣法が成立してから、どんどん悪くなっています。恥も外聞もなくなってきた、大企業でも労働基準法を守らないで平気な顔をしています。元々企業経営とは、「社会が必要とするモノやサービスを提供することを通じて、利害関係集団に利益をもたらす、地域社会に対して応分の負担をし、経営を永续するために必要な適正利潤を得る」ということが建前であったはずですが、ところが、たとえば、現在、ニッパツ（日本発条）の豊田工場でJMIUの組合員4名（外国人、不安定雇用労働者）が解雇撤

回闘争をやっていますが、会社が強調していることが、TPS（トヨタ生産方式）の実践です。この工場は、トヨタから受注する際に、TPSの推進を条件としており、今回の解雇は、このTPSを実践するために人を減らす必要があつて首を切ったのだということです。このように本来の経営のあり方から外れたこと、仕事を通じて社会に貢献することから外れたことをやるようになっていきます。組合（JMIU）のある工場の社長さんは、「俺は、いくら落ちぶれても人を殺す道具だけはつくらない」と言っていますが、今や人を殺す道具を輸出しようとしているわけでしょう、これは墮落の極みで、それに政府も追従している、だから国民の怒りが高まっていると思います。

こうした墮落の転換点になったのは労働者派遣法だと思います。派遣法によって、それまで直接雇用が原則であったのを、間接雇用、つまり口入れ稼業を許してしまいました。導入する時は、臨時的一時的業務に限ると言っていたのに、今年の「改正」で、遂にそれも外してしまいました。この派遣法ができて、請負など訳のわからない雇用形態が広がりました。製造現場の派遣労働者は時給1200円前後です。この時給で週40時間労働ではとても生活できないので、残業や休日出勤（土曜出勤）せざるを得ません。請負もこれが基準になっていきます。1995年に日経連が『新時代の日本的経営』の中で、3つの労働力の調達形態を提起しましたが、派遣法ができて労働市場がガタガタになってきて、これでいけると判断したのではないのでしょうか。

今、つぎのような問題に関わっています。林テレンプ（トヨタ系部品会社）に労働者を派遣している派遣会社で、20年近く派遣労働者として働いている人のことです。彼は社会保険に入っていない。最近子どもが生まれたので、その子どもを、別の会社で社会保険に加入している奥さんの社会保険の扶養家族に入れようとしたら、年金事務所に断られました。その理由は、「主として生計を維持している人」（＝賃金の高い人）の扶養家族にしないということです。これだと、奥さんよりも旦那さんの給料が高いので、「旦那さんの扶養家族にしない」と、でも、旦那は無保険だから扶養家族にできないと言うと、「無保険は許されません、旦那さんが会社で社会保険に入れてもらえなければ、国民健康保険に入りなさい」と、そこで、会社が社会保険に入れないことが違法なのだから年金事務所が会社を指導しなければならないのではないかと、こうして押し問答です。彼の時給は1350円です。派遣会社は、社会保険にどうしても入りたいなら、時給を1000円にするとはいいます。これは使用者負担分も労働者に負担させようということですね。それでは本人は困るので、時給を下げるのは、一方的不利益変更で労働基準法違反ではないかということで、労働基準監督署に連絡したら、労基署は「一方的不利益変更ではない、健康保険に加入するというメリットがあるでしょう」と言うのです。申し訳ないけれど、こん

な公務員だったら要らないと私は言いたくなります。この問題は、いくつかのところで起きているので、今後是非国会で取り上げてもらうようにしたいと思っています。

このように、もう製造現場の労働条件は、一旦契約したら悪くなることはあっても良くなれないという状況ですよ。人間に対して責任を負わなくなっています。正社員は、定年まで悪いことをしなければ使わないかんわけだし、病気になってもらってはこまるし、ましてや過労死なんてみっともないので、ある程度保護しなければならないという感覚が働くのですが、いわゆる期間工や契約社員とか派遣労働者はつぶれるまで使っているんですよ、労災にあっても保険に加入しているのでそれで終わりですよ。これは企業の方針でなされており、それを推進するのは労働者・正社員ですから、労働者の頭の中もおかしくなっています。そういうことから東芝も恥じないし、ソニーもたった4万人の美濃加茂市で2500人の首切っても恥ずかしいとは思わないのです。今度の戦争法であれだけの怒りが顕在化した、福島原発で怒りが顕在化した、ところが労働現場での悲惨な状況に怒りが吹き出さないのは、労働組合の責任が大きいと思います。

6. 新しい組織化の戦略が求められている

最後に申し上げたいことは、労働組合の組織形態を真剣に考えなくてはならないということです。たとえば、新日鉄の社内で働いている労働者のうち、新日鉄の社員は3割もいないのではないのでしょうか、日立でもそうでしょう、違う会社の社員ばかり、しかも未組織労働者です。こうした労働者を労働組合に結集していかなければならないわけです。一番効率的な形態は企業ごとの組織かもしれませんが、それだけかと言えば違うだろうと、私がここ3年ほど本気で実験しているのは、地域的結集です。でもこれは本当に難しい、地域的結集をきちんとしようと思ったら、職場を砦にしている労働組合がいくつか中心にならないと非常に難しいのです。というのは、労働者がたまたま組合に加入しても、残業を毎日やり、土曜日も出勤して、日曜日だけ家族のために使っている、こうした労働者がいつ組合活動をやるのでしょうか、職場の休憩時間でやろうとしてもぎりぎり働いているわけですし、勉強もいつできるのでしょうか、こういう問題があります。しかし、職場を砦にしている労働組合があれば、かなり自由が効いて労働者は残業も断れるし有給休暇も取れるのです。まだそこまで踏み込むことができずに実験中ですが、私ももうすぐ71歳になり、棺桶が先か組織化が先かわかりませんが、こうした問題の答えを求めていきたいと思っています。

(おおひら しょうや JMIU愛知支部顧問 研究所監事)

労働者派遣法「大改悪」阻止のたたかいをふりかえって

伊藤圭一

はじめに

戦後最長の 245 日間におよんだ第 189 回国会は、2015 年 9 月 27 日に閉会しました。多くの人々が、なんとしても廃案に追い込もうとたたかった戦争法と労働者派遣法は、残念ながら成立を許す結果となりました。ふたつの法案は結末だけでなく、審議経過も似ていました。政府答弁には多くの矛盾、ごまかしがあり、改悪に反対する野党側の道理ある追及を前にして、閣僚はたびたび答弁不能となって立ち往生しました。ただし、運動の盛り上がりという点でいえば、国会前を埋め尽くすほど行動が何度も行われた戦争法・安保法制反対の運動に比べ、労働者派遣法の改悪阻止のたたかいは地味であったといわねばなりません。全ての労働団体が反対の意思を示し、廃案への取り組みもしたのですが、問題の重大さを職場内外に十分浸透させることができず、「派遣法改悪は派遣労働者の問題」という誤解を払拭しきれませんでした。私たちの宣伝や学習運動の弱さを反省する必要があると感じています。

それでも、今回の国会審議で多数を占める与党を相手に「いい勝負」ができたのは、不安定な雇用ゆえに声もあげられないと言われてきた派遣労働者自身の活躍があったからだと思います。特に専門 26 業務の女性派遣労働者たちは、マスコミの取材に応じ、初めて参考人として国会にも立ち、自らがおかれた厳しく差別的な雇用・労働条件を告発し、「今より労働者を酷い立場に追い込む法案は廃案に！」と力強く訴えました。彼女たちの訴えは、国会議員のみならず、多くの国民に、今回の派遣法の問題点と派遣で働くことの不条理さを伝えることに、一定程度、成功したと思います。

また、全労連が加盟する労働法制中央連絡会では「派遣労働 110 番」に取り組み、当事者の相談にこたえながら、思いに耳を傾ける活動に取り組みましたが、そこでも改悪反対の声が寄せられました。当事者の思いを確信にして、私たちは、悪法阻止に向けて、最後までたたかうことができました。

国会内外のたたかいは、労働者派遣法案の欠陥を暴き、施行日である 9 月 1 日を過ぎて廃案寸前のところまで、政府・与党を追い詰めました。また、もうひとつの悪法である労働基準法・労働時間法制は、上程はされたものの、審議入りを許しませんでした。

最後は、国会内の数の力で押し切られてしまったことに、今も悔しい思いがくすぶりますが、制定された法はすでに施行されています。改悪派遣法は、例外的とされてきた派遣労働の原則を転換し、派遣先の使用者が望めば、永続的に派遣を受け入れることを可能にしました。派遣労働者の受入れの際の「入口規制」はありません。使用者は、3年ごとに過半数労働組合か過半数代表者からの意見聴取をしさえすれば、永続的に派遣労働者を受け入れることが可能となりました。「常用雇用代替防止」の歯止めはなく、正社員採用を減らし、派遣労働者を増やしていけば間接雇用を「典型労

働化」し、モノ言えぬ低賃金・不安定雇用労働者を増やすことは可能です。正社員になるハードルはますます高くなるでしょう。まさに「正社員ゼロ・生涯派遣」を可能とする、全労働者に仕掛けられた雇用改悪攻撃です。悪法を職場に入れさせないこと。悪法の使える部分を活用して、派遣労働者の要求をつかみ処遇改善と正社員化をすすめること。そして労働組合への加入を促進すること。これらの実現に向けた活動強化をみなさんに呼びかけつつ、この間の労働者派遣法とのたたかいを振り返ってみます。

大臣常識を超えた悪法であることが露呈 ～臨時国会での法案審議

改悪された労働者派遣法は、二度も廃案とされたにもかかわらず、性懲りもなく国会上程されたことから「ゾンビ法案」と呼ばれていたことは、皆さん、ご存じでしょう。改正法のひどさを知っていただくため、二度目の廃案となった臨時国会での労働者派遣法案の審議経過から報告したいと思います。審議は2014年の10月28日、衆議院から始まり、31日からは厚生労働委員会での本格審議が開始される予定でした。しかし、委員会開始直前の理事会で、なんと公明党が修正案を提出したのです。その内容は①法の運用にあたり、臨時的かつ一時的なものであることが原則との大臣の配慮規定をいれる、②雇用安定措置として、派遣元が派遣先への直接雇用を依頼する、③雇用安定措置のひとつである新たな派遣先提供に関し、能力、経験等に照らして合理的なものでなければならないとする、④派遣先が派遣可能期間を延長する際の労働組合等に対する理由の説明は、延長前の時期に行うものとする、⑤法施行後、労働市場の状況をふまえて雇用慣行に悪影響を及ぼしているおそれがある場合には速やかな法の検討を行う、⑥均等・均衡待遇を含む処遇改善のための必要な措置を講ずる、といったものでした。

委員会開始直前の理事会に、法案提出者である与党が修正案を出すという異常事態に対し、野党各党は、「法案提出者が初めから欠陥を自覚しているなら、出しなすべし」と反発、委員会開催は見送られました。さらに11月5日、ようやく開始された厚労委審議で塩崎厚生労働大臣が「派遣可能期間の3年を超えて派遣を受け入れる場合、労働組合等が反対一色だったのにそれを無視して派遣を継続させたときは、労働局が指導するのは当然」と答弁。野党議員から再三確認されても、厚労相は同じ内容を繰り返す「事件」が起きました。この答弁は私たちの常識には適いますが、法案内容と異なり、労政審で労使の大論争があった部分であることから大臣が法案を理解していないと大問題になりました。厚労省は11月6日、大臣の答弁は誤解を招くとして、「労働組合の反対意見があった場合に 対応方針を説明しなかったような場合には、労働局が指導する」との文書を厚労委理事会に提出し、大臣答弁を上書きしましたが、この対応はかえって、意見聴取が形式にすぎないものであることを知らしめ、マスコミに報道されました。当然のごとく野党のさらなる批判を浴び、その後の厚労委は大臣の謝罪・訂正からスタートして紛糾、野党が審議拒否する中、委員長職権で委員会が強行開催される荒れた展開となりました。結局、11月18日の衆院厚生労働委員会の最終処理で審議未了・廃案となることが確定した。

一連の異常な経過から明らかなように、今回の派遣法「改正」法案は、提案者が当初から欠陥を自覚し、労働者の反発を恐れるほど悪い内容であり、担当大臣が自らの常識にそっておこなった答弁が、法案と食い違うほど“常識”外れの法案であったといえます。そこに浮上した衆議院の解散話で、派遣法「改正」法案は2度目の廃案の道をたどりました。

とはいえ、二度目の廃案は、敵失や政局の産物ではなく、全労働団体が横並びで悪法阻止のたたかいを幾度も組み、法曹界も反対意思を表明して対決法案を争点化、派遣で働く当事者も声をあげ、メディアが取り上げたこと、運動の一翼を担い、中央連絡会としても、署名や行動、FAXやメールによる抗議などを粘り強く展開して、政治に圧力を与え続けた取り組みの結果として、廃案を勝ち取ったといえます。

労働者代表の意見を聴かずに法案大幅修正

2015年の通常国会には、7つの労働関連法案が出されました（一覧参照）。最大の対決点となった労働者派遣法案は、臨時国家での経過を受け、公明党提案の修正内容を組み入れたものにされましたが、なんと、法案修正を労働政策審議会にはからず、与党内だけの調整でまとめて閣議決定してしまいました。これは長年にわたる労働法制審議の慣行に反する行為です。労働団体も法曹団体も異議を申し入れましたが、政府は「法案の重要な点での修正ではないから問題ない」との理由で押し切りました。そもそも、法改正の原案を審議した労働政策審議会自体、使用者側のオブザーバーとして派遣企業の代表2名を参加させて、業界の利害を持ち込む発言を延々とさせたことから、公労使三者構成のバランスを歪めた異常な審議だったとの批判があったのですが、今回は労働者代表の意見を聞くこともせずに、法案を修正したのです。労働者の意向など眼中にない、安倍政権の非民主主義的体質が如実にあらわれた事件だと言えます。

2015年通常国会に上程された労働関連法案一覧

- 1) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」 2/20閣議決定
5/22衆院本会議趣旨説明、6/3衆院内閣委員会「修正案」可決。附帯決議。
8/4参院内閣委員会趣旨説明、8/6参考人質疑、8/25総括質疑・採決、可決成立
- 2) 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」 3/6閣議決定
「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」 3/6閣議決定
9/3衆院本会議趣旨説明と質疑。4日法務委員会で趣旨説明。閉会中審査（継続審議）。
- 3) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案」 3/13閣議決定
5/12衆院本会議趣旨説明、6/19厚労委採決、緊急上程、本会議可決 7/8参院本会議趣旨説明、7/30参院厚労委審議開始、8/6地方公聴会・名古屋、8/20第1回参考人、8/26第2回参考人、9/3第7回法案審議（総理質疑）、9/8第8回法案審議午前のみ。休会後の理事懇で施行日等修正法案を与党提案、再開後委員会で採決、可決。附帯決議。9/9参院本会議可決。

9/11衆院本会議に施行日など修正法案を戻し可決成立。

4) 「労働者の職務に応じた待遇確保等のための施策の推進に関する法律案」(議員立法)
維新・民主共同提出案は廃棄。維新・自公共同提出法案が9/9参議院本会議可決成立。

5) 「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案」3/17閣議決定

参院先議4/17可決、付帯決議。衆院厚労委9/4審議・採決。満場一致で可決。

9/11衆議院本会議で可決成立。

6) 「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」4/3閣議決定
参院・内閣委員会6/30審議入り(外国人家事労働者の受け入れ合法化)。7/8成立

7) 「労働基準法の一部を改正する法律案」4/3閣議決定

9月27日、閉会中審査(継続審議)に。

厚労省が業界の意向ふまえた「怪文書」配布

労働者派遣法案が、衆議院本会議で趣旨説明されたのは2015年5月12日でした。衆議院での審議は初回から最後まで、委員長職権による開催が連発され、与党の横暴が目立つ荒れた委員会となりました。審議入り冒頭では、厚労省のデマ文書(「10.1問題」文書)配布が発覚、大問題となりました。2012年の派遣法改正¹で成立した「違法派遣が起きた場合、派遣先が派遣労働者に労働契約の申込みをしたとみなす制度」が、3年におよぶ猶予期間を経て10月1日によりやく施行されようとしていましたが、デマ文書は、「同制度がそのまま施行されると、専門26業務偽装の期間制限違反が大量に発覚し、善意無過失の使用者も含めて直接雇用の責任を取らされることとなるため、大量派遣切りが発生、労働者も業界も大打撃を被る。それを回避するためにも今回の派遣法改正を早急に実現すべき」と主張していました。厚労省幹部は、その文書を、与党と維新の一部議員だけに説明資料として配っていたのです。日本共産党の小池晃参議院議員が、「この見解は厚労省の正式見解か」と問うと、塩崎厚生労働大臣は「そうではない」と回答、となると事実ではない、立法府を欺く文書を誰が配布したのか、と大問題になりました。厚労省の局長や部長などは当初「覚えがない」とごまかそうとしましたが、最後は「課長が勝手につくった。そういえばカバンに入っていた」などと関与を認め、塩崎厚生労働大臣が文書も出して謝罪する事態となりました。その際、大臣は不誠実答弁の連発についても反省しましたが、その後、「正常化」された委員会の審議でも、引き続き政府参考人も含めて虚偽・誤謬答弁、はぐらかし答弁が連発されました。

現行法からの改悪点を自由法曹団の鷺見弁護士が解明

衆議院での審議入り冒頭、「10.1問題」ペーパーで攻め込んだ野党ですが、法案の内容についての審議では、政府のはぐらかし答弁をうまく捉えることができいてませ

¹ 2009年の「大量小派遣切り」の反省から、派遣法は規制強化がテーマとなり、民主党政権下で何度も練り直され、妥協の末に成立した。

んでした。安倍首相は、「野党や労働団体の言う『一生派遣』は、レッテル貼りだ」と批判、「派遣労働者の希望に応じて、正社員になりたい人は正社員化を、派遣のままで働きたい人も派遣としてのキャリアアップを促進する法律であり、規制を強化する法律だ」と主張していました。

膠着した状況に転機を与えたのは、2度の参考人質疑です。自由法曹団の鷺見弁護士（第1回参考人）、全労連の生熊労働法制闘争本部長（第2回参考人）の2人の主張は、法案審議に大きな影響を与えました。現行法の業務単位の期間制限（期間制限がきたら派遣労働者をゼロにしなければならず、直接雇用の契機をつくってきた）と、法案の個人単位の期間制限（人を入れ替えれば、派遣先は永続的に派遣受入れ可能。直接雇用の期間がなくなる）では、機能が全く異なること、それが「臨時的・一時的の原則」と書き込んだ法案の内部に矛盾をもたらしていること、個人単位の期間制限が労働者の選別・採用に派遣先を介入させる事態を招くことなどを明らかにしたのです。この参考人の発言は、その後、民主党の大西健介、阿部知子、共産党の高橋千鶴子議員が引用、野党議員は「期間制限の機能の変質」という論点から質疑を組み立てることで、政府の「正社員化促進」等のうたい文句を論破することができるようになりました。以降、野党の質疑に対して、大臣が答弁不能となる事態が続出するようになりました。

鷺見弁護士の主張抜粋

現行法の40条の2の1～4項では、原則1年、最長3年の「業務単位の派遣受け入れ期間制限」を設けています。制限期間を超えると、その業務においては派遣労働者を1人も使用してはならないということです。その業務に複数の派遣労働者がいて、中には派遣されて1か月程度の人がいても、いったん派遣は0人とせねばならないため、派遣先は従来と同じ規模で業務を続けたければ、派遣労働者を直接雇用せざるを得ません。さらに、現行法40条の3では、同一業務に1年以上、派遣受入れをした場合、その業務にあらたに労働者を雇用する場合、直接雇用を希望する申し出をした派遣労働者を優先雇用する努力義務を置き、直接雇用を促しています。これらの制度で、多くの派遣労働者が、一時的であっても直接雇用になっています。

さらに、今の派遣法では、3年の猶予をおいた2015年の10月1日から、業務単位の派遣受け入れ期間制限違反をした場合、派遣先から派遣労働者に「労働契約の申込みをしたものとみなす制度」を施行する予定です。この制度で直接雇用の機会を得る人は多いと考えられています。

派遣法導入から30年、初めて当事者が国会で証言

もうひとつ、今回の審議で野党議員が頑張った背景に、派遣で働く当事者による熱心な働きかけがあります。労働弁護団のバックアップも得て結成された、当事者の連携組織「派遣向上フォーラム」（代表：宇山洋美さん）は、記者会見や国会議員要請

を何度も行いました。日赤スタッフサービス争議をたたかい、勝利和解した廣瀬明美氏も、仲間たちと与野党の厚生労働委員に何度も何度も要請を行っていました。彼女たちは派遣で就業しながら、休みをとって、国会審議の傍聴に必ず駆けつけ、審議の進捗状況をしっかり把握し、他の派遣労働者に情勢を知らせ続けました。さらに2人は、国会の場で参考人としても立ちました。衆議院では6月2日に廣瀬明美氏が、参議院では8月26日に宇山洋美氏が、自らの派遣労働者としての体験をふまえ、法案に反対する説得力ある主張を、委員会で開催しました。

廣瀬さんは、「この法案は派遣を固定化させる。この改悪法案が通れば、3年を一定の区切りとした常用代替が可能となる。派遣労働者は3年ごとに首切りされるが、派遣先は3年ごとに部署さえ変えれば何年でも派遣として働かせることができるため、『生涯派遣』になってしまう。低賃金、低処遇で働き続ければ、心身を壊すことになりかねない。正社員へのキャリアアップなど、絵に描いた餅。正社員化どころか、不安定ながらも長期勤続していた専門26業務派遣労働者が、失業するおそれがある」と批判しました。

宇山さんは、「同じ職場で派遣として15年以上働いてきたが、10歳下の女性正社員と2倍以上の賃金格差がある。月100時間の残業をしたこともあるし、10の資格を休日に自費で取った。それでも正社員にはなれなかった。今回の改正により、3年後には必ず職を失うと上司に言われた。改正法の規定では、3年たつと派遣会社が派遣先に直接雇用を『依頼』するというが、意味のないことだ」と訴えました。

労働者派遣法は、1985年に制定されて以降、年度も規制緩和を仕掛けられ、廃案になった近時の2回を含めて7回は国会で審議されてきましたが、派遣で働く当事者が証言をしたのは、今回が初めてです。そのインパクトは大きく、野党議員の背中を押し、また、質疑の素材にも取り上げられました。

一方、自民・公明の与党議員たちは、彼女たちの必死の訴えをどう受けとめたか。呆れたことに、半数は居眠りをし、あとは関係のなさそうなひそひそ話をして薄ら笑いを浮かべ、単行本に目を落としていました。後に法案が強行採決され、悲鳴を上げた傍聴席の派遣労働者に対して、「つまみだせ！」と監視に命令した（議員にそんな権限はありませんが）のは、ぐうぐう居眠りをしていた二人の自民党参議院議員です。参考人をした二人は、学習会などの場があれば、今でもその時の与党議員の不誠実な態度について怒りをこめて語ってくれます。

余談ながら、インターネットの中継では、そうした与党議員の実態を放映しません。また、塩崎大臣が野党の質疑に対して、答弁不能となり、背後に控えた官僚たちのアドバイスにますます混乱して怒鳴り声をあげる様子も、中継されません。国民が選んだ議員たちの真の姿を、休みをとってでも、国会に傍聴にきて見ていただきたいと思います。

維新の党の変節で衆院通過

衆議院段階での法案審議に話を戻します。審議開始当初は足並みがそろっていた野

党ですが、6月に入ると維新の党が切り崩しにあい、与党の拙速採決に協力、強行採決の成立を許すこととなりました。維新は、派遣法案審議直後に、民主と共同して議員立法「職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法案」を提出しましたが、水面下で与党と図って修正をのみ、維・自・公の法案に仕立て直して提案、派遣法改悪法案とセットでの採決に応じる見返りに、維新提案の法案が可決されることになったのです。大阪維新が橋下氏、松井氏の指示で、安倍政権への接近をもくろみ始めたことも、この顛末の背景にあるようです。維新に裏切られたかたちの民主党は猛反発し、審議の最終場面は審議拒否・欠席をしたり、委員長の強行な采配に乱闘騒ぎが起きるなど、騒然とした状況となりました。

なお、維新の法案は「同一労働同一賃金法」と呼称されていましたが、その内容は当初から理念法であって実効性に乏しく、労働条件の引き下げによる均等も許す欠陥のある内容でしたが、原案作成者が一番こだわった「職務に応じた待遇の均等」という表現も、与党修正によって「業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度その他の事情に応じた均等な待遇及び均衡のとれた待遇」へと骨抜きされて、参議院に回付されることになりました。

「目玉政策」でも答弁不能となった塩崎大臣～参議院での法案審議

参議院段階での派遣法案審議は、衆議院に比べて静かな立ち上がりとなりました。職務に応じた待遇確保法案との「両案一括議題」の日も含めると9/1までに6回、9/3の総理出席の半日質疑をいれて6.5回程度の審議が行われ、参考人質疑は2回行われました。

参議院における労働者派遣法案の審議は、政府・与党の予定（お盆明けには採決）をおさえ、法案に記載された施行日9月1日をすぎても審議が継続されました。これは、野党各党の院内での論戦と、院外での私たちの運動によって、政府・与党を押し込んできた結果です。

野党からの追及に対し、塩崎厚労大臣は何度も答弁不能の事態に追い込まれました。しかも、“急所”となった論点は些末な事項ではありません。

- ・派遣法案趣旨説明が臨時国会と通常国会で変更され「派遣の利用について臨時的・一時的」との説明が削除された意図はなにか
- ・無期雇用派遣は業務規制も期間制限もなく常用代替を進めるのではないか
- ・政府の目玉政策である雇用安定措置の義務規定の発生と終期はいつか
- ・過半数労働者等への3年ごとの意見聴取義務では、新規の派遣受入れ時の規制がないので、常用雇用代替防止の歯止めなど存在しないに等しいではないか
- ・無期雇用派遣を「正社員」と呼ぶことは問題ではないか
- ・「違法派遣の労働契約みなし規定」の適用にかかわる附則の「なお従前の例による」の文言の解釈はどうか
- ・法案趣旨に反する派遣会社の宣伝は規制するのか
- ・派遣先の賃金情報開示にかかわっての「賃金の範囲」はどこまでか

・派遣元が派遣先に賃金情報を聞かなかった場合、行政指導はなされるのか
など、法案の重要なポイントについて、大臣や政府参考人が答弁不能となっていました。当然、「ボロボロで不明点の多い欠陥法」、「安倍首相の趣旨説明は虚偽答弁」などの痛烈な批判が野党議員からあがり、政府はまともに反論できない状況に追い込まれていました。各野党議員は、法案の欠陥・欠点を言い立て、廃案とすべきと言いつつ、なお不明点があることから、さらに審議を続けるべきと主張しました。

参議院での強行採決！

以上のように、法案審議の内容では野党が圧勝し、さらには、「もれた年金情報問題」が緊急かつ重要な議題として厚生労働委員会にかけられ、派遣法の審議日程はどんどんと延びていき、廃案の可能性が高まっていました。今国会での安倍政権の最大の関心事である、戦争法案をめぐるのは、国民的な反対運動が起き、与野党の対立姿勢は先鋭化し、野党からの安易な妥協も難しい事態となっていました。しかし、政府・厚労省は、9月1日の施行日が過ぎた法案を、最後まで廃案にしようとせず、なんとしてでも10月1日前に悪法を成立させ、「違法派遣の雇用申し込みみなし制度」の発動を止めたいとの強い意志を示していました。

そして9月8日。委員会での採決が強行されました。朝の理事懇談会では「採決」の一言もなかったにもかかわらず、午前2時間の委員会の終了間際、自民党議員が突然立ち上がって動議をかけようとしてしました。野党議員の抗議で委員長は「動議は聞こえなかった」として休憩としましたが、その後に開催された理事懇において、与党は初めて施行日等修正案（9月1日を9月30日とする等）を示し、採決を主張。併せて民主党がまとめた39項目の付帯決議を与党も承認することが表明されました。民主を除く野党は、修正案が委員会で審議されないことはおかしいと審議の継続を主張しましたが、押し切られ、15時半に再開された委員会で賛成多数で可決という事態になりました。派遣法はその後、9月9日の参議院本会議で採決、修正法案は衆議院に送られ、9月11日の衆議院本会議で賛成多数で可決・成立とされました。

法実施に必要な政省令・指針の審議は、11日の17時から開始され、翌週、3回の審議会を実施してまとめられました。資料も出揃わない中で、パブリック・コメントは実質2日で締め切るほか、初見の膨大な資料をもとに、労使委員に意見を求めるなど、異常な短期の施行にあわせ、労政審の審議を軽視する許しがたい運営を強行し、9月30日、法の施行を迎えることとなりました。

雇用共同アクションと労働法制中央連絡会の取り組み

以上で紹介した長期にわたる国会闘争、そして一部時期を重ねながら行われていた労働政策審議会の動きをにらみながら、全労連が加盟する雇用共同アクションと労働法制中央連絡会は、情勢を分析し、それに対応した取り組みを具体化してきました。法案審議の山場ともなれば、情勢は日ごとに替わり、連続した行動を組むこともありました。

2015年1月30日の文京区民センターでの「安倍雇用破壊を許さない1・30決起集会」、3月6日「丸の内デモ&経団連前アピール行動」、4月14日「派遣法案撤回を求める院内集会」、7月17日「派遣法改悪反対パソナ前アピール行動」のほか、衆議院、参議院のそれぞれで、週に一度は行われる国会前行動への参加に取り組みました。宣伝行動も、新宿西口を中心に、5月8日、19日、6月19日、26日、30日（渋谷ハチ公口）、7月8日、8月7日、21日、27日、9月4日と取り組みました。回を重ね、法案審議のひどい内容が報道されるにつれて、街頭の反応も良くなり、街頭での対話は増えていきました。そこには、戦争法案反対に向けた国民的な運動の影響も見え、取れ、「戦争法も派遣法も許せない」といった声が多数寄せられました。

また、全労連は、取り組みの目玉として、7月2日には自由法曹団の尽力のもと、「派遣労働110番」を実施しました。38名の個別相談に応じるとともに、労働者派遣法「改正」についてのアンケートにも回答いただきました。相談者の多数は、労働者派遣法「改正」案について反対であり、賛成は皆無。特に、専門26業務に従事している人には、3年で打ち切りになることへの不安と反対の声が多く出されました。相談者のほとんどが正社員を希望していると答え、10月施行予定だった「違法派遣の労働契約申込みみなし制度」に期待しているとする意見もありました。

相談の中では実態が語られ、ピンハネ、低賃金、ボーナスも交通費もないこと、職場における無視、侮辱等の取扱いについての不満が多く出され、中連のメンバーにも、あらためて派遣労働という働き方の酷さを印象付けました。

これらの聞き取りは自由法曹団の相談対応弁護士の手によりまとめられ、7月8日の記者発表で世に問うこととなりました。また、同日午後には「派遣労働者の声を国会へ！『生涯派遣・正社員ゼロ』『派遣切り自由化』法案に反対する7・8院内集会」を参議院会館B104会議室で開き、参加者そして国会議員に対して、派遣法案の問題点、衆議院での審議の問題点、当事者の訴え等を共有することができました。その後、7月2日の「派遣労働110番」に寄せられた派遣労働者の意見等をまとめ、7月31日に冊子「労働者派遣法『改正』案と派遣での働き方についての派遣労働者の回答と意見」を作成、発表し、国会議員、労働組合、マスコミ等へ配布し、運動に大いに活用しました。

労働法制課題でのたたかいの強化を

安倍「雇用改革」は、日米の多国籍企業のグローバルな事業展開に全面奉仕する国づくりの一環として、画策されています。労働者の権利の防波堤となる憲法を、個別具体の労働法制の変質・解体によって内側から破壊し、労働者と中小零細企業、さらには地域社会をくいものにする悪政を展開しようとしています。すでに経過報告でも明らかにしてきたように、原則禁止すべきである間接雇用である派遣労働を、ついに一般化・典型労働化することが可能となる、労働者派遣法の原則の大転換＝大改悪が強行されました。また、労働時間法制についても、「残業代ゼロで働かせ放題・過労死しても自己責任」のホワイトカラー・エグゼンプション制度や裁量労働制の対象拡

大・要件緩和など、働くルールを守るための根幹である 8 時間労働制を形骸化させる重大な攻撃が開始されようとしています。さらに、日米財界が長年掲げてきた解雇規制の緩和に向け、「解雇の金銭解決制度」の検討も、10 月からスタートしました。金さえ払えば、手法が不当であってもスピーディに解雇が可能となる仕組みが成立すれば、おそらく、たたかう労働組合の中心メンバーがターゲットにされ、労働組合は骨抜きとなるでしょう。職場にモノ申す労働者の団結体がなくなるのです。

安倍政権のバックアップのもと、財界・使用者たちは、「ライフ・スタイルに見合った多様な働き方」を保障するという言い方で、雇用規制が弱く差別的な労働条件を正当化するための非正規労働者や、「限定正社員」を普及させつつ、他方で、労働時間規制も受けられないような「無限定」な働き方を合法化し、さらなる不安定雇用の拡大と、際限のない長時間・過重労働を野放しに増やす社会をつくろうとしています。加えて、社会保障の給付水準も引き下げているから、失業者も失業してられない、高齢者も年金生活など送ってられない、老若男女、誰でも、どんなにひどい仕事でも、働かざるを得ない状況に追い込む。これが安倍首相の「一億総活躍社会」のめざすところです。そして、雇用流動化が高まる労働市場では、需給調整を司る機能は、ハローワークから、人材派遣ビジネスに委ねられ、新卒・中途採用から、リストラまでが助成金付きで金儲けの機会とされるのです。それは、既に始まっています。

職場に悪法をいれさせず、上程された悪法を廃案に追い込み、悪法の検討をストップさせ、ディーセント・ワークの実現に資するあるべき法制度改正を勝ち取る運動を、意識して、強化していかなければ、労働者の権利は、団結権も含めて、事実上、根こそぎ奪われかねない状況です。

2016 年春闘では、職場における賃金・労働条件の改善とあわせて、非正規、それも自社の労働者ではない、派遣労働者の要求実現も視野にいった運動に取り組みましょう。産別・地方地域の運動にも積極的に参加し、さらに、年明けすぐにでも始まるとされる国会に向けた闘争を強化するため、職場で何ができるか、大いに討議をして団結を固めていただくことをお願いします。

以上

いとう けいち / 全労連常任幹事

国と自治体と大企業による国民丸ごと監視社会へ？

——でも、マイナンバーの職場での利用に強制力はありません

前田 定孝

はじめに

2016年1月から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(2013年法律27号)、いわゆるマイナンバー法が施行されます。そこでは、すべての事業所が2016年1月以降、源泉徴収票などの税・社会保障関係の手続にこの番号を記載することになります。それに先がけて2015年10月から、国民個人に個人番号が、法人に法人番号が、それぞれ市町村から簡易書留で通知されています。なかには、渡せない住民も多く発生しています。郵便局の職員からも、「短期間では配りきれない」との声が聞こえてきます*1。

この制度は、「社会保障の充実・安定化」と「財政の健全化」を基調とする「社会保障・税一体改革」を基本政策とする民主党政権が2010年から検討していた制度であり、2012年2月に法律案を閣議決定し、その後安倍政権下の2013年5月に可決成立したものです。

しかしこの制度によって、国民生活は向上するのでしょうか。

1. マイナンバー制度のビフォー・アフター

(1) マイナンバー制度の基本的な考え方としくみ

①個人番号はこうしてつくりだされる

マイナンバー制度とは、国民個人に番号をふり、それを行政手続等におけるキーとして用いることで、行政の窓口における事務作業を効率化する制度です。マイナンバー法2条5項でいう個人番号とは、同8条1項に基づいて、市町村長が住民基本台帳に記載された住民の情報を「地方公共団体情報システム機構」(同法2条14項)に通知し、これに対して同機構が12ケタの番号を付番し、市町村長に通知し、この番号を市町村長が「通知カードにより通知」とします(同7条2項)。同様に会社等については、35条3項に基づいて「財務省令で定める方法により国税庁長官が定める」13ケタの基礎番号を、同38条に基づいて国税庁長官が書面により通知するものとされます。住民は、この通知カードを受けたのちに、2016年1月以降、同法17条に基づいて、市町村長に申請することにより、「個人番号カード」の交付を受けることができます。

システム機構は、従来の財団法人地方自治情報センターを基礎に、地方公共団体情報システム機構法に基づき設立された地方共同法人です。同機構は、個人番号の付番とともに、従来の住民基本台帳法30条の2に基づく住民票コードの指定、市町村長への通知、ならびに国の機関等への本人確認情報の提供等の事務を行います。住基コードの付番は、従来の都道府県知事の自治事務から、同機構の事務へと移管されました(改正後の住民基本台帳法30条の2第1項、30条の9)。

従来、国民・住民に付番する制度として、住民基本台帳法に基づく住基コードが存在しました。これは、市町村の外部に見えない・見せないという方針のもとで制度化され、運用されてきました。これに対して、「番号を見せる・見える」方針で制度化されたのが、マイナンバー制度です。

マイナンバー制度と住民基本台帳コードとのいちばん大きな違いは何か。住民各個人に対して全国的に重複しない番号が付されるのは同一ですが、異なっている点は、第1に、そのデータベースである住民基本台帳が市町村に現存していることと、第2に、そのデータベースが、コミュニケーションサーバを通じて都道府県と、さらに総務省のサーバと物理的に接続され、その情報

が全国の市町村で取得できる点にあります。

これに対してマイナンバー制度とは、法的根拠のもとに住民基本台帳に基づいてシステム機構が国民一人ひとりに特定の番号をふり、さまざまな行政機関やさまざまな事務所に散在する特定個人の行政情報をその番号をキーとして名寄せし、参照することを可能とすることを通じて「行政活動を効率化する」だけの制度です。

②行政活動の「効率化」とは「行政にとっての」効率化です

さて、「行政にとっての効率化」とは、いかなる局面における「効率化」なのでしょう。

同法3条2項は、「個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、……社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、……他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行」い、同4項は、「情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、……用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない」としています。何のことはない、〈行政目線で見たと行政活動の効率化のために、さまざまな可能性を考えて、行政保有情報を積極的に活用する〉というものです。

従来の住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）の考え方は、行政が保有する個人情報、みだりに外部に漏れないように厳重に管理しようとするものでした。これに対してマイナンバー制度は、外部の利活用を前提としたものです。

なお、この法律は、1条で行政機関個人情報保護法および独立行政法人等個人情報保護法の特別法としての位置づけを与えられています。

（2）マイナンバー制度で何が変わるのか？

マイナンバー制度が導入された場合に、どんないいことがあるのでしょうか。

①なにをさせられるのか

まず、個人情報の主人公である個々の国民・住民に、何が求められるのが問題です。まず、雇い主が扶養や生命保険料控除の申告書に、従業員と家族の個人番号を記載することが目につきます。そこで国民・住民は、市町村から通知された12ケタの番号を、雇い主等に通知し、これを受け取った雇い主等がその番号を、上記申告書に記載することになります。

なお、記載せずとも、ただちに気にする必要もないようです。雇い主が労働者から個人番号の提供を拒絶される事態は、政府もすでにおり込み済みです。内閣官房「マイナンバー 社会保障・税番号制度」というサイトによると、「従業員等がマイナンバーの提供を拒んだ場合、どうすればいいですか？」との質問に対して、「社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは、法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めてください」としつつ、「それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の機関の指示に従ってください」と記載されています^{*2}。雇い主から個人番号未記載の書類を受理しても、ただちに不利益措置はないようです。

②政府・自治体関連の情報の「一発検索」——行政の作業はこんなに便利になる！

新しい制度を設ける場合、国は国民にバラ色のイメージを振りまきます。「遠方の地方に行った際にも住民票がもらえるから便利になる」——これは1999年段階で住民基本台帳法が改正されて、住民基本台帳ネットワークが構築された際の国・総務省の宣伝文句でした。また、国民が戦争に

巻き込まれないための法律である、これはいうまでもなく、先般の戦争法の宣伝文句でした。

マイナンバー制度において、政府が振りまくのは、「1. 行政の効率化」「2. 国民の利便性の向上」「3. 公平・公正な社会の実現」の3点セットです。このうち気になるのは、「2. 国民の利便性の向上」です。この点、たとえば2014年2月の内閣官房の文書はさらに、「より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる」としつつ、さらに「真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる」「大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる」などとしています³。

また、「添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができます」というのが、政府の言い分です。さらに、2017年1月から、「マイナポータル」という、「自宅のパソコンから様々な情報を取得できる個人用サイト」で「個人情報のやりとりの記録が閲覧できるようになります」とします。そこでは、「自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます」「行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認できます」「行政機関などから一人ひとりに合った行政サービスなどのお知らせが来ます」としています⁴。

それでは、どんな分野の行政情報が対象となるのでしょうか。

その利用範囲について同法9条の別表第1では、98項目が列挙されています。とくに、年金、雇用保険・労災、福祉・医療、税務、災害対策（被災者台帳・被災者生活再建支援法関係）等が目立ちます。このように、政府がマイナンバー制度の導入に固執する最大の動機は、国民の所得・資産を国家が委細漏らさず把握するしくみを構築することです。

それだけにとどまりません。同法19条は、「次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない」として原則的に個人番号の利用を制限していますが、しかしその例外として同12号で「裁判の執行、刑事事件の捜査」「その他政令で定める公益上の必要があるとき」が含まれ、その政令（2014年政令155号）26条は、「公益上の必要があるとき」として、少年法関係、租税法関係、破壊活動防止法関係、国際捜査共助等に関する法律の関係、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の関係、その他無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の関係など、26本の法律の関係について例外、すなわち個人番号の活用対象とします。

しかし、夢はその反面で悪夢をはらんでいます。国民個々人がその個人情報のやりとりを一括して確認できるということは、行政はそれ以上に個人情報の動きをまとめて正確に把握する技術を手にしたということでもあります。また、ワンストップで個人情報が収集できるということは、漏洩した場合も大量の個人情報が多岐にわたる情報とリンクしたままでワンストップで漏洩することを意味します。さらには、2014年7月、奨学金返済に際して文科省は「マイナンバーによって所得状況を把握し、2018年以降実施しようとしています。他方で、「住民票を有しない在留邦人や訪日外国人に在外公館において個人番号カード交付」と、治安対策への利用を構想します。

このように、さまざまな行政保有個人情報を横につなぐことで、特定個人のプロファイリングも可能となるのです。従来は、税務、社会保障、労働といったそれぞれの分野・制度ごとに、さらには国や自治体といった行政組織ごとに縦割りであった情報が、今度は横につながるのです。12ケタの個人番号を入力すると、国、都道府県、市町村それぞれの、税務、社会保障、労働などの情報がヒットします。「この社会保障制度を利用している人が、所得はいくらで、どういう仕事をしていて……」と個人のプロファイリングが一気に出てくるのです。公立図書館の図書カードと連携すると、思想傾向までわかります。

なお、ここでいう「住民票を有しない在留邦人」というのは、外国から来てたまたまその期間に滞在している人のことではありません。れっきとした日本人の父母のもとで、日本で生まれた人のことであり、居住の実体がない場合に、市町村長の職権で消除された住民を含むものです。

個人番号は、住民票コードをもとに作成されます。つまり住民票がない人は対象になりません。住民票がない人とは、住民登録地以外に住んでいる人だけでなく、DV等によって身を隠さざるをえない人も含まれます。「真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる」と政府はいいますが、逆に社会保障制度の対象外となる人が出現する可能性があるのです^{*6}。その正確な人数は、「自治体情報政策研究所」の黒田充氏によると、約50万人と見積もられています^{*6}。これらの人たちは、事実上法律によって国民に付与されている社会保障受給権の対象外とされてしまうのです。

③知らないうちに民間レベルであなたのデータベースが構築される

このように、個人番号の活用範囲は、さしあたり「社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野」における行政手続を想定しているようです。しかし、よく考えてください。納税申告書、届出書、調書等に個人番号を記載するのは、事業主です。この場合の事業主とは、毎日出勤する会社に限定されず、報酬や謝礼を受けとる場合にも記載が求められます。白石孝氏は、これらの企業への番号の通知と、その企業の調書等への記載を通じて、「番号は社会の隅々にまで広がる可能性がある」と指摘します^{*7}。

本法3条2項は、「他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮」するとしています。この規定によると、上記3分野、さらには行政を超えた民間の分野にも拡大することが想定されているのです。

2015年5月20日に開催された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会第9回会合で出された「マイナンバー制度利活用推進ロードマップ（案）」（福田内閣府大臣補佐官提出資料）^{*8}によると、個人番号カードの国家公務員の身分証明書としての活用（2016年1月）、個人番号カードに仕込まれているICチップの民間開放（同4月）による民間企業の社員証としての活用や民間のポイントカードとしての利用、個人番号カードの公的個人認証における活用による公的認証の民間開放の実現（2016年1月以降）による興行チケット等の販売サービスの可能化など、夢は広がります。さらに、「個人番号カードをデビットカード、クレジットカード、キャッシュカード、ポイントカード、診察券などとして利用」するなどの「ワンカード化の促進」、「スマホ等のデバイスにダウンロードして代用できるよう研究・関係者との協議のうえ実現」、「資格試験や入学試験の受験票としての活用」による替え玉受験対策、運転免許証との一体化、医師免許、教員免許等との一体化、学歴証明、健康保険証オンライン資格確認など構想されています。

そのための一歩として、この8月28日に成立した個人情報保護に関する法律20条の11の2は、金融機関等が政令で定めるところにより、「預貯金者等情報を当該預貯金者等の個人番号により検索することができる状態で管理しなければならない」と改正されました。

情報社会とは、情報を事業活動発展の資源として利活用する社会です。これらの個人情報を横につなぐことで、個人のプロファイリングが生成されるとともに、そのような情報が個人ではなく集団として蓄積された場合、市場分析を可能とする貴重な情報基盤が構築されるのです。

まさに個人情報データベースの民間事業活動における切れ目のない利用拡大です。それは、行政情報とクレジットカード情報がまとめて検索できるものです^{*9}。

「過去も含めて人間の100%が把握され管理される社会」——白石孝氏は警鐘をならします*10。知らないうちに知らないところで個人情報データベースが構築されるのです。しかも、個人情報の漏洩による被害は、可視化されない、あるいはされにくいという特徴があります。そこに個人情報による被害の深刻さもあります。

2. 行政による国民等情報管理はほんとうはどうあるべきか

この制度の問題点は4つあります。第1に、国家による個々人の管理と監視、第2にその活用範囲を民間企業に拡大することによる実質的な利益供与、第3にいつの間にか他人が自分になります可能性、そして第4に、住基ネットと違い、市町村がその事務を拒否できないことです。

(1) 国家が国民個々人の情報を管理するのはあたりまえ？

①検索キーとしての12ケタの個人番号

12ケタの個人番号は、膨大な行政保有情報のなかから特定の個人を検索するキーです。窓口の職員は、その番号を入力することで瞬時に特定の住民の個人情報を探り当てることができます。行政職員の日々の事務作業の効率性が飛躍的に高まります。

先に述べたように、個々人のプロファイリングが可能となるということは、その本来的趣旨を「住民個々人の世帯別の『居住関係』を公証すること」であったはずの住民票に基づいて、「多面的・広域的な国家行政利用の効率化に資する“索引情報”」としての個人番号が生成され、通知されることを意味します*11。やがて、官民を問わず、知らないうちに共通番号つき個人情報のデータベースがあちこちでつくられ、複数の機関等から取り出した情報をマッチングすることで個人情報が蓄積されていく危険があります。2007年に自衛隊の情報保全隊がイラク派兵に反対する人たちの情報を収集していた例や、2010年に公安警察がイスラム教徒をリスト化していた例、古くは2002年に自衛隊に対する情報公開請求をした人の情報をリスト化していた例があります。

②国民から取得される情報についての本来のルール

このようにマイナンバー制度の最大の問題点は、国家の組織が個人を個別かつ具体的に管理、あるいは監視することができる点にあります。

ここで、行政が個人情報を取り扱うに際してのいくつかの原則を確認しておきたいと思います。参考になるのが、行政機関個人情報保護法です。この法律は、名称こそ似ていますが、民間企業をもその適用対象とする「個人情報の保護に関する法律」の、国の行政組織に適用される特別法としての位置づけを与えられています。

そこでは、個人情報とは、2条2項で「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」とされ、国は個人情報の取得に際して、3条1項で「法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつその利用の目的をできる限り特定しなければなら」ず、同2項は「前項の規定により特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」とします。さらに利用目的の明示(4条)、当該個人情報の正確性確保(5条)、取得・管理する行政の安全確保措置義務(6条)、目的外利用等の利用・提供制限(8条)と続きます。

さらに、その情報がほんとうに正しい情報かどうかを、その情報の主体である国民個人が開示

請求によって確認し（同13条・同14条）、間違っている場合には訂正を請求する権利（27条）や、その利用の停止を請求する権利（36条）などを規定しています。つまり、その本来の持ち主に配慮した条件が付されているのです。

これに対してマイナンバー法の規定は、同法29条で、行政機関個人情報保護法8条2項2号から4号および25条の規定を適用しないとしています。行政機関個人情報保護法8条2項2号とは保有個人情報の内部利用を、同3号とは、他の行政機関や地方公共団体等への保有個人情報の提供を、および同4号とは、その他の「統計の作成または学術研究の目的」や「明らかに本人の利益になるとき」等を意味します。国の行政機関は、特定個人情報をその元来の収集・利用目的以外でかなり幅広く利用しようとしているようです。

個人情報というのは、あくまでも人格の一部であり、国や自治体はその情報を徴収するに際して、人格の一部を個々人から権力的に取得するのであるという緊張感が必要です。ある法的根拠で収集した個人情報を、たまたま実施主体が同一であるからといって、別の目的のために融通していいとはいきません。

堺市市民課の元職員の人によると、その人が現役だった当時は、「台帳主義」といって、個別の事務ごとにその対象となる住民情報が個別の台帳に記載されていたそうです。それがその後、「住民票」という共通の制度へと転換したのです。自治体問題研究所が1968年に発行した『自治体の合理化』という本には、以下のように書かれています。

「(1952年に住民登録法が制定されても現実には登録されていないというケースが非常に多かったことに対して) ……こうした事態が進行していくならば、支配権力をにぎっている政府にとって……住民支配の基礎がくずれるということである。市町村は国家機構の末端であり、市町村が住民の実体を常時把握しておくことは国家の住民支配のためのもっとも基礎的な条件である。第一に把握できない住民に対しては課税が不可能であるし、さらに税金の変種である種々の手数料、料金、保険料なども徴収できなくなる。その他あらゆる権力的統制がおよばなくなる。徴兵制が実施されたとしても、住民が把握できなければ徴兵にかりだすこともできなくなる」^{*12}

国や市町村が個々人からその個人情報を取得しようとする場合には、正当な理由なく強制徴収することはゆるされず、しかもそれは、必要かつ最低限度の合理的な範囲にとどまるのです。先に述べた行政機関個人情報保護法は、これらのことを明示したものです。個人情報の取得・保管において、国民・住民の個々人に、国や自治体に対する「国家からの自由」が保障されるのです。

すなわち、政府が収集するのは、個人情報という個人の人格の一部を政府が収集することを意味するのであり、したがって、おのずと必要かつ最少限度の合理的な範囲という限界が存在する。そこではさらに、かかる収集活動を正当化する何らかの公共の目的が必要です。個人情報の保護に関する法律も行政機関個人情報保護法も、さらには、マイナンバー法も、そこで扱うのが行政上の個人情報である以上は、これらの制限に服するのです。行政上の個人情報とは、元来、行政が自由自在に横につなげたり、際限なく名寄せしたりできる制度であってはならないのです。

③付番するだけのマイナンバー制度にもこの原則はあてはまる

さて、マイナンバー制度とは、個人に12ケタの番号を付番して、それを行政文書等に記載させるだけの制度であり、あくまでも〈付番するだけ〉〈個人番号の付番を可能とするだけ〉の制度です。前述のように、マイナンバー制度は、行政機関個人情報保護法の特別法として位置づけを与えられています。つまり、行政上の「個人情報保護の原則は、旧来とまったくかわっていないの

です。つまり、個人情報の束を行政内部であれこれと融通することすらも違法性が疑われるのに、ましてやそれを民間企業に利用拡大をするなど、本来的に認められないはずです。

この点、マイナンバー法19条1項も、前述のように「何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない」としつつ、同20条も「何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない」とします。これらの規定は、行政機関個人情報保護法の上記規定を一般法とすることを明示したものです。

具体的にいえば、〈もっともっとマイナンバーを民間利用させろ〉という今後民間大企業による圧力が、国および自治体のレベルで強まると思われます。その際に、〈国の悪政から住民のいのちと暮らしを守る防波堤〉としての地方自治体の鼎の軽重が問われますし、そこで働く自治体労働者と自治体労働組合の水準が問われることになります。

④住基ネットを護憲とした最高裁判決からもはずれている

裁判所は、個人情報の取扱いに関する判断をしたことがあります。そのなかには、「住基ネット制度には個人情報保護対策の点で無視できない欠陥があるといわざるを得ず、行政機関において、住民個々人の個人情報が住民票コードを付されて集積され、それがデータマッチングや名寄せされ、住民個々人の多くのプライバシー情報が、本人の予期しない時に予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される危険が相当ある」とした大阪高判2006年11月30日と、「住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われているもの」であって、「住基ネットのシステム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏えいする具体的な危険はないこと、受領者による本人確認情報の目的外利用又は本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること、住基法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を、指定情報処理機関に本人確認情報保護委員会を設置することとして、本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていることなどに照らせば、住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない」とした、上告審の最1小判2008年3月6日が対立的です。

このうち前者は、「危険の可能性」に着目して違法と判断した例です。これに対して後者は、現段階における法制度の目的および運用に着目したものです。

このような、法律の条文をなぞっただけの判断には違和感を覚えるのですが^{*13}、しかし「そもそも最高裁は、住民票コードでデータ・マッチングをしないことを前提として、合憲判断を下している」のであり、『マイナンバー法』はこれとはまったく逆に、個人番号で『名寄せ』し、年金や介護など社会保障分野の個人情報と税分野の個人情報をデータ・マッチングすることを大前提としてい

るのです。「最高裁の考え方からしても、違憲になるはずだ」^{*14}。このことを回避するために、国は「市区町村内に新たに『団体内統合宛名システム』と『中間サーバー』を作り、符号で連携するため、総務省が情報提供ネットワークシステムを設置、IF（インターフェイス）システムを設ける」ことで、「宛名システムでは、機関間の情報連携に『個人番号』を用いず『符号』を用い、情報提供ワークシステムを経由して各機関に設置される中間サーバーにより行われ」ることで、最高裁判決に抵触しないようにしたとされます^{*15}。この点、住基コードや個人番号をキーとしてデータマッチングした場合と、「符号」でデータマッチングした場

合とでいかなる違いが出るかが問題です。

この両者を物理的に切り離すために、総務省は、各自治体のネットワークにおいて、個人番号を扱う「基幹系」とインターネットに接続する「情報系」とで切り離すことを求め、その対応ができていない自治体は「マイナンバーのネットワークに入れない」としているようです^{*16}。しかしこのような技術的な対応が本質的解決といえるかどうか疑問が残ります。そもそも「マイナンバー」は、データマッチングそのものを目的とするものなのです。

（２）行政保有情報と私企業保有情報とは同じ性格なのだろうか

次に、同じ国民個々人の個人情報を取り扱う場合に、行政と民間と同一の感覚で取り扱っているのかという疑問が生じます。この点、国も裁判所も正しい解釈をしているとは思われません。

行政上の個人情報とは、行政がその公共目的を達成するに際して必要な情報を、個々人からその必要な範囲で徴収した結果として、行政が保有するものです。それは、前述のように行政機関個人情報保護法において記載されたいくつかの原則に基づくことが要請されます。

これに対して民間企業にも適用される個人情報保護法は、その目的として、１条で「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」としています。このことを前提に同法は、個人情報の保護に関する法律25条に基づき、個人情報取扱事業者が民間企業である場合の、その営業の自由に配慮した規定を置いています。個人情報の保護に関する法律とは、民間企業の営業の自由との緊張関係において解釈されなければならないのです。

このように、行政と私企業が同一の個人情報を取得した場合、前者が法律上の公共目的のために利用されるのに対して、後者は経営資源としての性格をとまなうのです。個人番号を利活用できるかたちで行政が付番し、それを促進するということは、それが反射的なものであるかどうかは別にして、実質的に行政が私企業に対してその事業活動に資する情報を提供することを意味します。ありていにいえば、利益供与です。このような利益供与が本来的に許されるのでしょうか。

（３）知らないうちに知らない人が……なりすまし

マイナンバー制度を問題にする場合に、よく問題とされるのが、なりすましです。12ケタ番号がキーとなるということは、その番号さえ照合できれば本人であると推定されるのです。この点、マイナンバーの先進国である韓国やシンガポールでは、多くのトラブルが発生しているようです。

（４）法定受託事務としてのマイナンバー制度

かつて住基ネットをめぐって、東京都国立市や福島県矢祭町が接続を拒絶した例があります。マイナンバー制度はどうでしょうか。

国立市や矢祭町が住基ネットから離脱できたのは、それが各市町村の事務、すなわち自治事務だったからでした。だからこそ、市町村長は接続拒絶というかたちで、国に対抗できたのです。これに対してマイナンバー制度とその市町村による個人番号カードの交付事務は、「第1号法定受託事務」として位置づけられました。第1号法定受託事務とは、「法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの」（地方自治法2条9項1号）のことです。他方で、本法7条所定の個人番号カードの交付手続に関する情報提供その他の必要な措置や通知カードの記載事項の

変更その他の措置は、自治事務（地方自治法2条8項）とされています⁴⁷。

またマイナンバー制度における国の事務の内容は、システム機構に付番させるだけであり、対して、市町村はそれを通知だけです。住基ネットのように、市町村がそれぞれ住民基本台帳を保有しているのとはちがいます。通知しようがしまいが、国民個々人に付番されるのです。

3. これから私たちにできることは？

それでは、私たちに何ができるのでしょうか。政府に立憲主義的視点も法治主義的視点も欠落している以上、国民の運動でくいとめる以外に方法は存在しません。

（1）地方自治体における住民情報管理

個人番号のもととなる住民票を管理するのは、市町村です。そこでは、日々の業務で利活用するネットワークの状態をチェックすることから始めることが求められます。大阪高判2006年11月30日がいうように、漏洩の可能性が物理的に存在する以上、情報漏洩を防ぐには、物理的に漏洩を防ぐ手立てが必要です。たとえば少なくとも情報系ネットワークと基幹系ネットワークが接続していないかどうか、データは媒体上でやりとりしているかなど、点検する必要があります。

また、DV等で身を隠す必要から住民票をもたない住民がいないかどうか、慎重に確認したうえで、市町村として必要な社会保障制度を適用する必要が出てきます。

同様に、市町村は、国との関係で憲法92条以下に基づく団体自治の一環として、個人情報を含む行政情報を住民目線で適切に管理することが求められます。そこでは、必ずしも国いいなりになる必要はなく、法定受託事務条例等、自治体の裁量のおよぶ部分を見だしつつ、その範囲で住民の個人情報の適切な管理を模索することが求められます。

（2）国が保有する個人情報は適切に管理されているのか

国、とくに総務省の職員は、その他の府省の職員とは異なって、不必要な情報収集・管理や不適切な私企業への利益供与をチェックする役割を担っているのではないかと思います。これに対して厚生労働省や財務省などのその他の府省の職員は、日々の事務作業における国民の個人情報の管理に際して、個別にチェックし、問題提起することが求められます。

（3）経営判断に要する個人情報を国が便宜供与？

金融機関をはじめとする国民・住民の個人情報に関連した事業場で働く労働者は、少なくとも目の前にある事業情報が個人情報であることとそれが有用な経営資源であるという両面性に着目して、さらにマイナンバー情報の活用可能性の拡大が、私企業に対する行政の便宜供与であるという視点で、対応することが求められます。

（4）民間企業を通じた国民・住民の自衛措置

民間の事業所は、源泉徴収票等への個人番号の記載が、いちおう求められます。そのためには、労働者個々人から個人番号の通知を受ける必要があります。しかしながら、第1に事業者は労働者個々人から個人番号の通知を強制する法的な権限を有しません。第2に、事業者は源泉徴収票等に個人番号を記載できない場合に空欄にして提出することも許されます。

しかし、個人番号は「機構」が機械的に付番するものであり、市町村はその番号を一方的に個人に通知するのみです。そこでは、諸事情により本人に番号が届かないことも予想されますし、事業者が労働者に個人番号の通知を罰則等をもって強制する根拠もどこにもありません。

そして第4に、これらのことから、個人番号カードを取得しようとしまいと、まったく影響がないことから、市町村の窓口でこのカードを取得しない、という対応が可能です。

おわりに

今回のマイナンバー制度は、国民に関する情報を国家が取得・管理する際の原則に、基本的なところで反していると考えられます。そこでは、自治体労働組合をはじめとする個人番号をとりあつかう職場の労働者と労働組合が、真剣に考えて対応することが求められます。この制度には前述のように、行政情報を国・自治体横断的に利活用するという自己情報コントロール権を侵害する点、個人情報をも民間企業への提供を通じて利益供与するという点、そして住民の情報を国が無制限に利活用できるという意味での地方自治の原則違反などがあるものと思われます。

マイナンバー制度は、特定秘密保護法との関係で、「国家に国民の個人情報を『知る権限』として保障し、国民のプライバシー権を侵害する」ものであって、「両者は対の関係にあり、従来の国民と国家の関係を180度転換するもの」です^{*18}。それぞれの関係者がそれぞれの立場で、国民・住民の権利を主張し、あるいは保護する立場から、できることにとらとくむことが求められます。

まえだ さだとし / 三重大学人文学部 所員

*1 和田信次郎「マイナンバーで地方自治体はどうなるのか」『議会と自治体』2015年9月号p. 45.

*2 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq4.html> 2015年10月15日最終確認。

*3 内閣官房社会保障改革担当室「マイナンバー 社会保障・税番号制度」(2014年2月) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number/dail/sankou.pdf 2015年10月15日最終確認。

*4 <http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber/point/> 2015年10月15日最終確認。

*5 同前p. 49.

*6 <http://blog.jjseisakuken.jp/blog/2015/04/50-58d9.html> 2015年10月15日最終確認。

*7 白石孝・清水雅彦『マイナンバー制度 番号管理から住民を守る』(自治体研究社、2015年) p. 28.

*8 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number/dai9/siryoku6.pdf 2015年10月15日最終確認。

*9 この点、野村武司氏は、「社会的に形成されていくプロファイルに対してどれだけコントロールできるのかが、自己情報コントロール権にとって非常に重要」としています。兼子仁、内野正幸、中島徹、棟居快行、野村武司、平松毅〈研究座談会〉「住基ネット法制における人権憲法問題に関する検討」兼子仁・阿部泰隆編『自治体の出訴権と住基ネット』(信山社、2009年) p. 173. [野村武司]

*10 白石孝「施行前のマイナンバー法『改正』——歯止めなき利用拡大へ」『世界』2015年7月号p. 28.

*11 兼子他編前掲註9, p. 3. この点につきさらに平松毅氏は、ドイツ連邦憲法裁判所判決(2008年3月11日、自動車登録番号自動読み取り装置は意見としたもの)が、その番号に関する捜査記録の利用に関連して、「自己情報決定権に基づく保護範囲は、性質上知られたくない、それ故に基本権上保護されるべき情報に限定されない。それ自体としては些細な意味しか有しない情報であっても、利用の目的及び……結合可能性によれば、該当者の私生活及び自由に基本権上重要な影響を及ぼすことがありうる。現在の電子情報処理技術の下では利用の脈絡と関係なく、全く重要でない個人情報、もはや存在しない」とした例を引用します。

*12 自治体問題研究所編『自治体の合理化』(自治体問題研究所、1968年) p. 255. [中西啓之]

*13 この点、中島徹氏も、この判決は「実際に自己情報が使い回されても被害が生じているのかすら、本人は知り様がないという状況の中で、具体的危険が発生し、被害が生じた後でなければ問題にすることはできないと言っているに等しい」としています。兼子他編前掲註9, p. 184. [中島徹]

*14 清水勉・桐山桂一『「マイナンバー法」を問う』(岩波ブックレット、2012年) [桐山] p. 46.

*15 前掲註7, pp31-32.

*16 「マイナンバーの利用なく大法案が成立へ 差し止め求め違憲訴訟も」『週刊金曜日』1054号(2015年9月4日) p. 5.

*17 宇賀克也『番号法の逐条解説』(有斐閣、2014年) p. 221.

*18 白石孝・清水雅彦前掲註7, p. 86.

日本共産党が提案した「戦争法廃止の国民連合政府」について

植田 和男

先の国会で、安保法制が強行採決された。安倍首相や中谷防衛相が「抑止力を高める」とか「国民の安全」とか、平和と安全のための法整備のような答弁を繰り返した。本当に、この法整備は「国の平和」や「国民の安全」に役立つのだろうか。もしそうだとしたら、国民の中から「ありがたい」「大歓迎」の声が上がっていいはずだ。ところが、聞こえてくるのは「戦争する国づくり許すな」「憲法違反の戦争法反対」という怒りの声だけである。法律を遵守する弁護士会が組織をあげて反対を表明し、多くの憲法学者とともに、内閣法制局長官の経験者や、元最高裁長官が「憲法違反」と批判している。この法整備を歓迎しているのは、自衛隊の協力で負担が軽減されるアメリカ軍、軍事力に守られて安心して世界に経済的な進出ができる大企業、そして戦争準備でもうける軍需産業と、世界に「日の丸」を掲げることを夢見る右翼団体くらいのものである。

どの世論調査でも、「安保法制に反対」が過半数、「国会審議は不十分」が7～8割となっている。法の内容も、法の作り方も、国民主権、平和と民主主義を掲げる憲法に違反するという異常な事態を、安倍政権という時の権力者がつくり出したのだ。もはや、これは一種のクーデターである。このような異常事態を一刻たりとも放置することはできない。そういう思いで、強行採決の後も、反対してきた人たちの運動が続き、発展している。そして、その運動に「安倍内閣打倒」のスローガンが掲げられるようになってきた。この国民の願いにこたえて、日本共産党が「戦争法廃止の国民連合政府」実現のよびかけを発表した。このよびかけに賛同の声が広がっている。

このよびかけは、異常事態を元にもどすための提案であり、むずかしいことではない。3つのことがよびかけられている。第1は、「クーデター」を起こした安倍政権を打倒し、憲法違反の戦争法を廃止するために、国民共同のたたかいを、いままで以上に発展させようということである。第2は、戦争法を廃止する政府をつくろうということである。できてしまった法律をなくすためには、国会が廃止を決めなければならない。また、集団的自衛権の行使を容認した閣議決定が火種として残らないように、これを撤回する内閣をつくらなければならない。そのために、戦争法廃止で一致できる政党・団体・個人が力を合わせて、国会で廃止に賛成する議員を多数にしようというこ

とである。第3は、そのために、国政選挙で協力しようということである。戦争法の廃止と閣議決定の撤回で一致できる政党は、選挙で競い合うことを避けるために、立候補の調整などを話し合おうという提案である。このよびかけの内容は、多くの国民の願いに合致し、その気になればすぐにもできる現実的なものだと思う。これまで何度も政界再編の仕掛人となってきた「生活の党」の小沢一郎氏が、「大歓迎」と賛同を表明している。

これが実現したら、その後どうするのかという「心配」の声もある。日本共産党の提案は、「戦争法廃止という任務を実現した時点で、その先の日本の進路については、解散・総選挙を行ない、国民の審判をふまえて選択すべき」としている。一致点だけを実行する暫定的な政府なのだから、後の心配はいらない。もちろん、暫定とはいえ内閣を構成し、一定の期間は政権を担うわけだから、施策の実行がもとめられる。その際、政府を構成する政党の中で一致できないことは横に置いて、現行法にもとづいて既定の施策は実行する。自公政権のもとで新たに実施が決められていたものについては凍結することもある。同時に、すべての与党の意見が一致すれば、新しい施策を実行することもある。先の国会では、派遣法の改悪も強行された。これには、全労連と連合が共同してたたかい、それに連帯して野党が一致して反対した。「派遣法の改悪」を元にもどし、労働者の要求に応える労働法制を実現することはできるかもしれない。

日本共産党のよびかけに応える政党があるのか、という声もある。しかし、戦争法に反対したすべての政党が、このよびかけにもとづく日本共産党との党首会談に応じている。そして、小沢一郎氏のような反応もある。この間の一連の選挙での日本共産党の連続的な躍進が、日本共産党の存在を無視することができない政治状況をつくりだしている。私は「所報」の180号に、昨年の総選挙の結果を受けて「総選挙について考える」という拙文を掲載していただいた。その中で、「自民大勝」「自公で3分の2超」という見出しが躍るマスコミ報道に「対抗」して、日本共産党が8議席から21議席に躍進したことに触れ、「安倍政権の暴走に対して、正面から立ち向かう日本共産党に、多くの期待が寄せられた結果だと思う。沖縄では、辺野古の米軍新基地建設に反対の一点での共同が力を発揮し、4つの選挙区すべてで自民党を打ち負かした。安倍政権の暴走に対する最も強力な対抗馬である日本共産党が躍進したこと、日本の平和と民主主義が鋭く問われた沖縄で自民党が完敗したこと、この二つこそが、本来メディアが伝えるべき総選挙結果の重要な特徴ではないのか。与野党の力関係に変化がなくても、日本共産党の躍進と沖

縄での自民党の完敗という結果は、今後の日本の政治の流れに大きな影響をもたらすにちがいない」と書いた。「書いたとおりになってきた」と実感している。まちがいなく日本の政治は大きく動き始めている。いまなら、全国的な規模で沖縄のような選挙協力を行なうことができるのではないだろうか。

この「よびかけ」に「日本共産党が大胆な踏み込んだ提起をした」という声も聞く。たんなる共同のよびかけでなく、選挙協力を提案したからである。日本共産党は、国政選挙での選挙協力には「日米安保条約の評価など、国政の基本問題での合意が必要」という態度をとってきた。したがって、現在すぐに協力できる政党はないということであった。しかし、国民が切実に願っており、日本の政治にとって一刻も放置できない重大な問題がある場合に、それでいいのかということで今回の「よびかけ」となった。総選挙でしめされた「オール沖縄の勝利」の教訓が生かされている。志位委員長は記者会見で「私たちとしても初めて踏み出す新しい方針」と語っている。だから、緊急に中央委員会総会を開いて、そこでの論議を踏まえて決定した。

「戦争法を廃止する国民連合政府」というのは、わかりやすく、現実的な提案である。しかし、その実現には、さまざまな障害があり、これを乗り越える大きなエネルギーが必要である。かげりが出てきてはいるが安倍内閣は一定の支持率を維持している。野党の中にも、日本共産党と共闘することに「原因不明のアレルギー」を持つ人たちが少なくない。障害を乗り越えるエネルギーと「共産党アレルギー」の特効薬は、日本共産党の「政権をとる」本気の構えと、なによりも国民の世論と運動である。戦争法に反対する集会やパレードでは「安倍やめろ」とともに「野党は共闘」がコールされるようになってきた。このコールを全国に響かせることが必要である。

10月25日投票の宮城県議選で、日本共産党は4議席から8議席に議席を倍増させた。震災復興への献身的な活動と、「戦争法廃止の国民連合政府のよびかけ」が、この躍進に結びついた。自民党は議席を後退させ過半数を維持できなかった。宮城では「安倍やめろ」「野党は共闘」のコールが一段と大きくなったのではないだろうか。

うえだかずお 研究所理事／日本共産党愛知県委員会

国民連合政府に思う

樽松 佐一

「民主主義ってなんだ」「自民党なんか感じ悪いよね」#本当に止める SEALD's の Twitter があつという間に全国の若者にひろがりました。

全国 52、全ての弁護士会が反対し憲法学者の大半が違憲であると表明したことは研究者、文化人を励まし、ひごろ政治的な発言をしないタレントの中にも公然と戦争法に反対する方が表れてきました。県内でもかつてない地域で、規模で集会が行われてきました。元県弁護士会長等が呼びかけた集団的自衛権行使に反対する「県民アピール」への賛同者は一万人を超えました。

戦争法反対のたたかいは明らかに時代の変わり目となっています。世代を超え、圧倒的に多くの国民の声がこうして目に見える形で表されたことが、議席数ではない政治的な力を野党にあたえてきました。先の国会で野党が結束してたたかえたのも、その後も戦争法廃止をかかげて続けていることも「野党は共闘」という声が大きく後押ししていると思います。日頃は政治課題に動くことの少ない連合が「戦争法反対」の集会や宣伝への参加が見られるようになってきたのも、来年の参院選挙にむけ世論を無視できなくなっているからだと思われます。

日本共産党の志位委員長は「戦争法廃止の国民連合政府」の提案をした後の記者会見で「この提案に野党 5 党 1 会派が応じるか」と聞かれ「この提案が実るかどうかの最大の“カギ”が何かといえば、国民のみなさんの世論と運動だと思っている」とこたえています。私は率直に言って職場のなかではそれほど強い「世論と運動」にはなっていないと見ています。公務職場では「政治的中立」が強調され、憲法を守れという取り組みまで「自粛」する動きも出ています。新聞を読まない方も増えており「よくわからない」という組合員が多くなっています。

安倍政権は戦争法を強行した後臨時国会を開催せず、内閣改造を行ったにもかかわらず所信表明も行っていない。そのため国会の承認が必要な各種委員の任命が行われず欠員のままとなっています。公務員賃金の年内改定も難しくなっています。問題だらけのマイナンバー制度やリニアの工事も国会質問の機会を与えずにどんどん進めています。

10 月からは「防衛装備庁」を発足させ、武器を「防衛装備品」という名で海外への輸出を始めています。沖縄では圧倒的多くの県民の反対を無視して辺野古基地工事を再開しました。名古屋港から民間の船舶を使って戦車やヘリをアメリカでの訓練に送り出すなど米軍との共同訓練を拡大しています。

愛労連は「一致する要求での団結」を大切に、粘り強くていねいに職場の世論を高めていきます。職場では組合員の疑問に一つ一つ答えていくこととあわせて、こういう具体的な問題を知らせていくことが重要です。NHKなどテレビではこれらの問題はほんの少ししか報道されません。新聞を読まない組合員にはSNSなどを活用して伝えていくことも必要になっています。

同時に愛労連には市民の運動を支える役割が期待されています。「総がかり行動実行委員会」が提起する 2000 万署名に全力で取り組み、集会や宣伝への参加も積極的に呼びかけます。行動することで組合員を激励し、さらに団結を強めて「国民の世論と運動」をもっともっと大きくしていきましょう。

くれまつ さいち / 愛労連議長 研究所理事



東海地区での SEALDs TOKAI の活動

東海 真平

僕ら SEALDs TOKAI は、自由と民主主義のための学生緊急行動を東海地区でも展開していくために結成しました。当初は愛知県と三重県で活動していた若者団体が集まり 8 月 23 日の学生／若者、学者、市民有志の街頭宣伝を名駅東口で行ったのを機に、国会前抗議行動にも足を運び、東京の SEALDs メンバーと相談の上 TOKAI 結成に至りました。メンバーによっては、8 月 30 日から採決される 9 月 19 日まで毎回国会前抗議行動に参加するという多忙なスケジュールを送った者もいます。現在は、愛知、岐阜、三重、静岡の学生・若者が集まり、勉強会や街宣活動の企画、運営を行っています。

僕らが緊急行動の中で安保法制に反対してきた理由は、主に以下の 3 つです。

1 つ目は立憲主義に反する法制であるということです。立憲主義とは、私たちの自由や権利を保障する憲法に基づいて政治を行う考え方です。従来の政府解釈で、憲法 9 条の下では集団的自衛権の行使は行えないとしていたものを、閣議決定による解釈改憲で行えるとしてしまいました。そして、11 本の法案を 1 本にまとめた安全保障関連法案の中に、集団的自衛権の行使が可能となる文言が組み込まれました。政府は限定的な集団的自衛権であり、憲法の範囲内であると説明しましたが、憲法学者の皆さんをはじめ、元内閣法制局長官から元最高裁長官の方まで多くの専門家が違憲であるという中で、納得できる説明は最後までありませんでした。

2 つ目は、民主主義に反するやり方であることです。各紙の世論調査で国民の 6 割以上が今国会中での成立に反対する中、国会審議で答弁がまともにできない中で、採決が強行されました。議会制民主主義の上では、国会で通ったものが民意なんだという主張もありますが、本当にそうなのでしょうか。議員の役割とは、国民の願いを議会に届け、それを法制化や制度化によって実現することではないでしょうか。世論調査を見ると、安保法案を今国会で成立させないということが大半の国民の願いであったはずです。

3 つ目は、平和主義に反することを可能にする法案であるということです。海外に自衛隊を派遣して、物資だけでなく武器や弾薬まで運ぶ兵站活動を行えるということは、日本がこれまで 70 年間築いてきた「平和ブランド」を根底から覆すものです。自衛隊員が狙われて自衛隊員の命が奪われる危険性が高まるの

はもちろんですが、自衛隊員が他国の人びとを殺してしまう可能性も出てきます。加えて、自衛隊員が運んだ武器や弾薬が対テロ戦争と称して罪のない人々の殺傷に使用されるのも、到底容認できるものではありません。

僕はスポーツをするのが好きで、中学高校は野球部に所属していました。大学では、海の魅力にひかれてヨット部に入部しました。化学も好きで、研究室では日々様々な反応を学んでいます。最近はギターも独学で始めました。政治のことなんか無関心になって、面白いことをたくさんしたいってずっと思っています。しかし、今この時にも、政治に見捨てられて、苦しんでいる人々がいるんです。そして、いつか自分もその犠牲になるかもしれない。無関係ではいられないんです。想像してみてください。自分の父親、恋人、友人、子供たちが、戦場で二十歳に満たない少年兵に銃口を向ける光景。彼らが運んだ武器や弾薬で、罪のない少年少女が殺される現実。そして、彼らが戦場で、かけがえのない命を失う未来。そうなった時に、日本の国のためだからと受け入れることが果たしてできるでしょうか。なぜ日本が責められもしないうちに、日本を守るためといって自衛隊員の命を危険にさらし、海外に生きる罪のない人々の命を奪わなければならないのでしょうか。海外へ出て行って武力を行使し、抑止力を高めることでしか、戦争を防ぐことはできないのでしょうか。人間とは、それほど愚かな生き物なのでしょうか。

人類の歴史には戦争が絶えません。しかし、独裁の歴史は、民主主義の歴史に変わりました。戦争の歴史も、変えられるかもしれません。きれいごとだと言われても、僕は、人類には戦争を抑止できる良心があると信じます。すぐに実現できるものではないけど、何十年、何百年先の未来に「戦争？そんなもんう時代遅れだし」というのが当たり前の世界がおとずれたらいいなと思います。世界で唯一戦争放棄を唱えている日本だからこそ、その先導者になれる可能性を感じずにはいられないのです。

9月19日に、安全保障関連法案は可決されてしまいました。僕らは「#本当に止める」をツイッターのハッシュタグに用いたように、本当に止めるため行動してきたので、止められなかったことは率直に悔しいです。しかし、本来6月中に成立とか言われていた採決が、9月半ばまでもつれ込みました。そしてその過程で、僕らと同世代の若者の行動が、北海道から沖縄まで全国に広がりました。僕はあの夏、いろんな人と出会い、新しい経験をたくさんしました。今までは、政治を語ることがどこか不自然で、テレビのニュースを見ていて「おかしいでしょ」と思っても、友達と話すことを敬遠しがちでした。バラエティ番

組や芸能人の話題で盛り上がることはあっても、政治番組の話題を持ち出すことは思いもしませんでした。

しかし、この夏は、日常の中に政治が息づく瞬間を何度も目撃しました。自らも国会前に何度か足を運び、デモに参加し、街宣でスピーチしました。すると、それをテレビで見た研究室の友人が「民主主義ってなんだ」と問いかけてくるようになりました。本人はからかうつもりで言ってるのかも知れないけれど、それでも、国会前や街宣の場でしか見られなかった光景が、僕の日常でも見られるようになりました。僕らは、政治について考え行動することは、日常と切り離されたものでは決してないことを知りました。

抗議行動やデモは、民主主義を可視化する一つ的手段にすぎません。本当に大切なのは、個人がそれぞれの日常の中でできることを続けていくことです。友達同士で「ちょっとあれどう思う？」と議論したり、遊びや買い物に行ったついでに街宣や投票所へ寄ったりすることが多くの人の日常になれば、民主主義は大きく進展することでしょう。

緊急行動として結成された SEALDs は、近いうちに行動を終えることになります。今後目指す目標としては、2016 年夏の参議院議員選挙で野党が議席の多数を占め、衆参のねじれを作り出すことです。これまでは、自民党以外に適当な候補がないから、自民党に入れたり選挙に行かなかったりする無党派層が多く、投票率が低下し野党の敗北が続きました。しかし、今は、かつてバラバラだった野党が変わろうとしています。各党で個々の考えが異なることは分かりますが、人間は一人一人育つ環境が異なるため、考え方や価値観がずれるのは当然だと思います。優先順位が何で、どこで妥協できるのかが、今後の民主主義にとって大きなポイントではないでしょうか。民主党が政権交代を果たした 2009 年の総選挙のとき、投票率は 70% 近くありましたが近年は 50% 余りしかありません。当時は二大政党の自民か民主が注目されましたが、今は安倍政権かリベラル勢力結集かの選択です。野党共闘、リベラル勢力の結集を呼び掛けます。

来年夏の参院選が終わると、SEALDs は解散します。しかし解散したから終わりではありません。時の政府がおかしなことをし始めたときに、また始まっていくのです。いつまでも、僕らのターンは終わりません。

(とうかい しんぺい SEALDs TOKAI メンバー)

労働情報この2ヶ月 2015年9月1日から10月31日

2015年9月1日 ★ダイムラー、ブラジルの工場で労働時間2割短縮 日本経済新聞
★米ウォルマート：一部従業員の労働時間を短縮、コスト削減で ブルームバーグ

2015年9月2日 ★長時間労働で脳卒中リスク3割増—欧米17研究を分析 kenko 100

2015年9月3日 ★インドで大規模スト、モディ首相の労働改革案に反発 ロイター
★米中小企業、8月は雇用ペース加速 労働市場の引き締め示唆 ロイター ★キットカットで使用のカカオ、環境保全や児童労働撤廃などに配慮へ オルタナ

2015年9月5日 ★脳卒中：長時間労働の人ほど高い発症リスク 英で発表 毎日

2015年9月6日 ★独労働社会相：難民流入は「幸運」 高齢化社会で毎日新聞

2015年9月7日 ★マタハラ相談昨年度40件 鹿児島労働局 2015年09月07日 読売
★炭鉱で死亡した労働者を慰霊…小竹で供養祭 2015年09月07日 読売新聞

2015年9月8日 ★女性活躍推進法成立…長時間労働など見直し課題 - 読売新聞 ★東京ディズニーリゾートの労働環境にキャストが訴え ユニオン結成で対抗 livedoor

2015年9月9日 ★労働条件の改善を 沖縄県と労働局が経済団体に要請 沖縄タイムス

2015年9月10日 ★同一労働・賃金法が成立 賃金格差の是正、不透明 SANKEI ★労働者が歓喜！ 有休制度ない米国で「病欠を有給に」オバマ大統領が発令 夕刊アメーバ

2015年9月11日 ★過重労働で自殺 建設会社に1億円の賠償命令 京都地裁 SANKEI
★労働者派遣法改正案がきょう成立—期間上限を事実上撤廃 日刊工業新聞

2015年9月12日 ★「3度目の正直」 改正労働者派遣法が成立 派遣受け入れ期間制限を廃止 SANKEI ★「しゃぶしゃぶ温野菜」はブラックバイト「てんこ盛り」なのか 長時間労働、賃金未払い、自腹購入…に酷すぎる J-CAST ニュース ★大企業に便宜 秘密通達 厚生労働省愛知労働局で、しんぶん赤旗

2015年9月13日 ★GMと全米自動車労働組合が、日産の工場働く優秀な人材の引き抜きを画策 Autoblog

2015年9月14日 ★韓国、「日本の強制労働」資料を世界遺産申請へ—日本の世界遺産登録に対抗—韓国メディア Record China ★生コン労働者が立ち上がる！—戦争法案反対で全国統一ストライキ 全日建 LNJ ★国家捜査局、セブ市の日系企業で違法就労したとして日本人男女約60人を逮捕 日刊まにら新聞

2015年9月15日 ★労使政、労働改革に暫定合意—韓国 - 中央日報 労使と政府の3者 労働市場改革に向けた政策に合意—韓国 - 聯合ニュース ★UAW、ビッグスリー（米自動車大手3社）との労働協約の更改に向けて、まずFCAと労働協約の集中交渉 WSJ
★北海道で犠牲の朝鮮人労働者115人 東京で追悼式 - 聯合ニュース ★「世界最高」の仁川空港、従業員の86%が非正規労働者 The Hankyoreh japan（風刺記事）

2015年9月16日 ★小売店の深夜営業「必要？」 労働経済白書が問題提起 -朝日新聞
★労働経済白書：「労働生産性向上を」毎日★法務省、外国人受け入れ拡大検討 労働者不足に危機感 東京★保育所充実で働く女性増 山陰や北陸、労働白書分析 琉球新報

2015年9月17日 ★賃金不払い、長時間休憩なし…あの有名塾、過酷労働を講師が告発！ 労基署も是正勧告 Business Journal ★過労死防止へ！ 厚生労働省が「過重労働解消キャンペーン」を実施 マイナビニュース

2015 年 9 月 18 日 ★日雇い派遣の規制緩和、年収要件で労使対立 労働政策審議会 日本経済 ★老人ホーム謎の転落死 “ブラックホーム”は劣悪な労働環境が原因か dot.
 ★南北労働者サッカー大会 北朝鮮が韓国二大労組に開催提案 朝鮮日報
2015 年 9 月 19 日 ★15 日夜から始まった郵便電信公社 (Correios) の労働者による無期限ストライキは、全国に 公社は 90 %勤務と説明 サンパウロ新聞 ★70 年ぶりに遺骨で帰ってきた日本徴用労働者 The Hankyoreh japan ★朝鮮人労働者の遺骨 115 柱 釜山到着=70 年ぶりの故国 - 聯合ニュース ★「世界の GM 工場で韓国だけが毎年賃金交渉」中央日報
2015 年 9 月 20 日 ★スウェーデンで労働時間を 6 時間に短縮する実験 海外で意見続々 livedoor ★安保法制：労働、法曹団体などが談話 毎日★【社説】世界最悪と言われ続ける韓国の労働組合 朝鮮日報
2015 年 9 月 21 日 ★完全失業率 3.5 %に改善、17 年ぶりの水準 労働経済白書
2015 年 9 月 22 日 ★現代自動車社内下請 2000 人「新規採用暫定合意案」を否決 The Hankyoreh japan (風刺記事)
2015 年 9 月 23 日 「★週休 3 日」で 1 日 10 時間労働 「8 時間以上」でも残業代は出ませんか？ J-CAST ニュース ★韓国:労働者 7 千人が「23 日ゼネスト」宣言集会...鍾路の町を占拠 LNJ ★個人でも加入できる頼れるコミュニティー労組、相談次々と 非正規増、労働環境悪化で 北海道新聞
 ★最低賃金決定後のミャンマーで労働者解雇が続出 MYANMAR JAPON
2015 年 9 月 24 日 「★労働者として認めろ！」韓国で売春禁止法廃止求める集会 産経 ★韓国 韓国政府が進める「労働市場の構造改革」に対抗し、二大全国労組の一つである全国民主労働組合総連盟(民主労総)がゼネスト しんぶん赤旗
2015 年 9 月 25 日 ★キャバクラ、横行する労働違反 給料未払いや違法な控除 朝日 ★中国経済減速のあおり食う出稼ぎ労働者、各地で争議増加 WSJ ★韓国:賃金労働者の 60%「労使政合意は企業・政府の立場を反映」LNJ
2015 年 9 月 26 日 ★厚生労働相 年金機構に初の業務改善命令 NHK ★改正派遣法 意見公募わずか 3 日間 労働者より施行日優先 東京
2015 年 9 月 27 日 ★大手コンビニ加盟店オーナー、悲惨な「奴隷労働」の実態！本部の横暴&搾取で借金まみれ Business Journal ★運輸・郵便業の所定外労働 2.2 %減少、7 月の勤労統計 LogisticsToday ★長時間労働では死亡率が 20 %アップ、米国ハーバード大学が報告 Med エッジ
2015 年 9 月 28 日 ★改正労働者派遣法が 30 日から施行 正社員が派遣社員レベルの待遇に？ livedoor
2015 年 9 月 29 日 ★厚生労働相 児童虐待防止で児童福祉法改正を提案 NHK ★「固定残業代が悪用されている」 長時間労働で「うつ状態」の元飲食店従業員が提訴 弁護士ドットコム
2015 年 9 月 30 日 ★最長で 3 年までとなっている、派遣期間の制限を撤廃するなど改正労働者派遣法 きょう施行 NHK ★大阪労働局：石綿書類 1842 件を誤廃棄 毎日 ★米クライスラーの新労働協約案、成立に黄信号 WSJ
2015 年 10 月 1 日 ★長時間労働は脳卒中リスク 週 41 ~ 48 時間でも上昇ダイヤモンド

★時給 310 円、時間外労働 120 時間超…法令違反過去最多 外国人実習生が働く事業所 産経

2015 年 10 月 2 日 ★三菱自の米イリノイ工場売却、組合員労働者が重荷に WSJ ★ UAW、フィアット・クライスラーの労働協約案を否決 ストの可能性 ロイター

2015 年 10 月 3 日 ★求人倍率、23 年半ぶり高水準＝1.23 倍に改善、失業率は悪化 - 時事通信

2015 年 10 月 4 日 ★労働紛争のあっせん申請が倍増 新潟 産経 ★外国人労働者受け入れ促進「急務」と経団連会長 エコノミックニュース

2015 年 10 月 6 日 ★労基署の調査で 8 割超が「時間外労働」「サビ残」など労基法違反 月報を消しゴムで書き直す会社も キャリコネ ★ UAW、新労働協約の条件引き上げに向け FCA と再交渉へ WSJ ★米フォード、ミズーリ州「F 150」工場でスト回避一労働組と協約で合意 - ブルームバーグ

2015 年 10 月 7 日 ★独 VW、すべての投資を見直す必要＝労働者組織代表 ロイター ★労働総連盟が最低賃金+14.4 %引き上げを要請、経済成長受け 日刊ベトナム NW ★北欧の 1 日 6 時間労働制、ダラダラ働くより生産的と判明！ 夕刊アメーバ★ Air France: 2900 名の人員削減を発表・怒った労働組合員が暴徒化して重役を暴行 Business Newslane

2015 年 10 月 9 日 ★中国：労働者の勤務時間は年間 2000 ～ 2200 時間、過労死 60 万人 株探ニュース ★授乳中の女性労働者に 1 日 60 分の休憩時間、新政令で 日刊ベトナムニュース ★韓国:労働改革か災難か、1 万か所の国民投票で尋ねる LNJ

2015 年 10 月 10 日 ★除染労働違反 6 割強 賃金不払い目立つ 県内事業者 福島民報 ★名古屋の強制労働現場を再び訪れた勤労挺身隊ハルモニたち The Hankyoreh japan ★沖縄の最低賃金きょうから 693 円 沖縄タイムス

2015 年 10 月 11 日 ★ノーベル賞：平和賞、チュニジア 2 団体に聞く 労働総同盟／工業商業手工業連盟 毎日 ★外国人実習生の受入事業所の 76 %で労基法違反 事業主は「まともに支払っていないは元が取れない」 キャリコネ

2015 年 10 月 12 日 ★クウェートで北朝鮮労働者 22 人を密造酒製造容疑で逮捕 中央日報 ★インドネシアのホンダ新労組潰し:国家と企業が連携 LNJ

2015 年 10 月 13 日

★年初 9 か月の海外派遣労働者数 9 万 0558 人、年間目標値上回る 日刊ベトナム NS ★ゴールドマン：米失業率、18 年に 4.5 %割れも一労働参加率の低迷で ブルームバーグ ★中国人はどれだけ働くのか＝年に 2200 時間働き、60 万人が過労死一英紙 Record China

2015 年 10 月 14 日 ★米住宅建設業者、労働者不足で窮地に WSJ

2015 年 10 月 15 日 ★ブラジル襲う失業の嵐 好調労働市場、7.6 %へ急速に悪化 SankeiBiz ★「酷すぎる…」365 日勤務で会社を提訴、原告男性の過酷な労働実態に衝撃が広がる IRORIO (イロリオ)

2015 年 10 月 16 日 ★〔10 月ロイター企業調査〕外国人単純労働者受け入れ「支持」76 %、人手不足深刻化で ロイター ★インドネシア高速鉄道の建設に大量の中国人労働者が流入か アセアンポータル

2015 年 10 月 17 日 ★加藤 1 億総活躍相、外国人労働者導入に慎重姿勢 ロイター ★移民に閉鎖的な「老いた日本」…労働力不足が成長の障害物 中央日報 ★日本人の平

均労働時間、5年間変化なし 厚労省が調査 <http://www.newsalt.jp/> (プレスリリース)

★米求人労働移動調査 8月の求人数は537万件 Klug クルーク ★カンボジア縫製労働者の新最低賃金は9.4%アップの140ドルに <http://www.viet-jo.com/>

2015年10月18日 ★東京五輪は大丈夫? 「宿泊・飲食サービス業」のブラックぶりが厚労省の調査で明らかに キャリコネ ★秋田) 半数以上が「制度知らない」 非正社員の育休取得 朝日

2015年10月19日 ★[FT]仏「週35時間労働」の打破にダイムラー工場大揺れ 日経
★解雇巡る争い 金銭で解決する仕組み検討へ NHK

2015年10月20日 ★氷河期世代の非正規労働者数、1.5倍に増 2014年時点、02年比

2015年10月21日 ★中国に「2020年問題」 労働力、結婚、介護で一人っ子政策影響
東京★月給の代わりに牛乳で…ソウル牛乳の“横暴” The Hankyoreh Japan

2015年10月22日 ★米教科書問題「奴隷は『移住してきた労働者』」 Newsweek Japan
★日本の労働市場、数十年ぶりに需給逼迫—消費押し上げに直結せず ブルームバーグ

2015年10月23日 ★企業の70%が非正規労働の増加を見通す 戦略的管理がきわめて重要 共同通信 ★UAW、フィアット・クライスラーとの新労働協約を承認 WSJ ★繊維・縫製企業152社で労務違反1786件、残業時間の超過など日刊ベトナム

2015年10月24日 ★週6日12時間労働、南京虫だらけ— iPhone サプライヤー・ペガトロンの怖ろしい現実 iPhone Mania ★劣悪な環境下に置かれる外国人技能実習生の厳しい現実 JIJICO ★トコジラミにかび…中国アップル製品工場、劣悪条件変わらず AFPBB News ★ブラック企業の求人不受理 ハローワークで具体化 しんぶん赤旗

2015年10月25日 ★労働紛争、解決金に基準 水準上げへ厚労省導入検討 日本経済
★第一原発元作業員の53歳、作業11か月で3つのがんを同時発症 週刊女性 PRIME

2015年10月26日 ★高齢者雇用99・2%実施 労働局調査 2015年10月26日 読売
★最低賃金の引き上げ圧力高まる ベトナム、経済好調で労働者側強気 SankeiBiz

2015年10月27日 ★UAW、GMとの新労働協約で暫定合意—スト回避 WSJ
★賃金未払いで「明光義塾」運営会社に是正勧告 仙台労働基準監督署 SANKEI

2015年10月29日 ★非正規の正社員転換や待遇改善要請 経団連に厚労相 - 日本経済
★スイスの多国籍企業、インドで労働争議 スイス国内に調停機関 swissinfo.ch ★【コニカミノルタ】裁量労働制のため残業代はナシ 日刊ゲンダイ ★塾講師の労働環境悪化 教育ブラックバイト問題 大阪日日新聞

2015年10月30日 ★1億総活躍会議が初会合 労働側メンバー不在 ★中国が「一人っ子政策」廃止 労働力不足、結婚難鮮明で - 中日新聞 ★北朝鮮、国民5万人超に海外労働を強制 目的は外貨獲得 国連報告 - AFPBB News ★GM、新労働協約成立なら一時金500億円提供 WSJ ...

2015年10月31日 ★自分時間が毎週半分以上あるドイツの労働環境 ハフィントンポスト ★自民・岸田派、外国人労働者受け入れ「真剣に議論を」 毎日放送

※この記事は、Gogle アラート「労働」で検索してヒットしたものを整理しました。文中略号を使用しています。WSJ はウォールストリートジャパン、LNJ はレーバーネットジャパン、日経は日本経済新聞など。

☆ 2015 年 11 月 15 日以降の活動・集会予定など

11 月 23 日(祝) 過労死等防止対策推進シンポジウム

12 月 06 日(日) 春闘討論集会

☆寄贈された書籍、購入書籍他

月刊全労連

2015 年 09 月 公契約条例の効果広がる

10 月 新自由主義世界における労働組合運動

11 月 貧困克服、人権としての社会保障を

経済 09 月 基地のない沖縄へ

10 月 せめぎあう原発問題

11 月 戦後 70 年の日本資本主義

前衛 09 月 世界のエネルギーの主流は再生エネルギーに

10 月 「戦争か平和か----歴史の岐路と日本共産党」

11 月 税金を払わない巨大企業の真相----税制公正化こそ急務



★愛知労働問題研究所の第 15 期総会は、予定通り 2015 年 10 月 3 日(土)の午後行われ、経過報告、会計案、方針が採択され、第 15 期がスタートしました。頼りない船出だと思われる方は是非活動への物心両面でのご援助をお願いします。

★ところで、安倍晋三と橋下徹は類似点があります。人の話をまともに聞かない。いうことが支離滅裂で一貫性がない。平気で嘘をつく。こういう人が一国の総理であつたり、自治体の長であつたりすることは、国民・住民にとって不幸きわまりないです。

★研究所では、廃棄する資料雑誌や保管していた所報などは PDF 化をすすめています。保存状況については事務局までおたずねください。

★今回 185 号も皆さんの協力によって発行することができました。感謝感激です。特に Seals 東海の原稿は新鮮です。引き続き、原稿依頼などよろしくお願いします。

文責 事務局

*「所報」第 185 号(隔月刊) / 発行日 2015 年 11 月 15 日

*発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所(略称): 労問研)

*〒 456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9-3 労働会館 304 号

*Tel/Fax 052-883-6978 E メール ai-romonken@roren.net

*HPERL <http://www.roren.net/romonken/>

*研究所会費(年)個人 6000 円 団体 1 口・12000 円 読者会員 1200 円

*収入のない院生割引あり。要相談。郵便振替 00860-6-80604 愛知労働問題研究所

*三菱東京 UFJ 銀行・金山支店・普通口座 1368019

*お願い: 第 15 期・2015 年度の会費納入の請求が皆様のお手元に行きます。

よろしくお願いします。m(_ _)m